

利用シートへの意見

旧シート	現シート	章項目		事業名	河川名	関連部会	実施/ 検討	第2稿 意見	意見	委員
(利用-1)	利用-1	5.5.1	水面	水上オートバイの利用規制	淀川本川	淀	検討/ 実施		大賛成	倉田 亨
									可	米山 俊直
									『上水の取水がない地域へ移設することにより、水質汚染の懸念が回避される』のは、生物の環境を配慮しない全くの詭弁である。	有馬 忠雄
									モーターボート、水上オートバイの件は、季節的、時間的、場所的に免許状を含めて問題があり、汽水域と云えども野鳥、魚類、子供達のためにも、無法行為は許されない。制限区域を必要とする。 汽水域の十三干潟を含めた源流から河口までを野鳥保護区にし、季節的、期的、時間的制限を実施する。 十三の北野地区、海老江地区の災害時の物資揚陸。工用船舶の河川中央部の通過以外は、観光船、モーターボート等、十三バイパス～長柄大堰間は、自然保護のためにも禁止するだけの配慮が必要である。 上流のワンド群一帯にも航路の指定。並びにつばめの集合時期を避ける配慮が必要である。	小竹 武
									淀川大堰下流についても、上水の取水がないという理由での水上オートバイの利用が認められてよいのか。水上オートバイの使用・利用・ルールや地域との話し合いをふまえた上で淀川流域で禁止とするなど考えていく時期にきているのではないか。	山本 範子
									全面禁止の利用規制を実施すべし。	渡辺 賢二
									奇しくも、琵琶湖で大きな事故が続いています。水上オートバイに、ライフジャケットを着用せずに乗ったり、危険の認識のないまま中学生を水上オートバイに乗せたり、もともと使用に問題があつて事故が起っています。道路上と同じように、規制をかけていかないと事故の多発は避けられないと思います。	細川 ゆう子
									1. 最近の水上オートバイの急速な増加・事故急増状況からみて、早急に何らかの対応が必要 2. エンジンのガス排出基準、船舶検査のあり方、操縦免許の取得・更新の仕組みが、陸上交通とどう違っているか比較する。陸上交通に関しては、きめこまかくフォローがされている。参考にすべきである。 (利用 - 1、利用 - 2、利用 - 3、利用 - 4に共通)	榎屋 正
									生物への影響を考え、水上オートバイは絶対禁止する	有馬 忠雄
									モーターボート、水上オートバイの件は、季節的、時間的、場所的に免許状を含めて問題があり、汽水域と云えども野鳥、魚類、子供達のためにも、無法行為は許されない。制限区域を必要とする	小竹 武

旧シート	現シート	章項目		事業名	河川名	関連部会	実施/ 検討	第2稿 意見	意見	委員
									全面禁止の利用規制を実施すべき	渡辺 賢二
(利用-2)	利用-2	5.5.1	水面	水上オートバイの利用規制 船舶等の通航規制	淀川本川(瀬田川)	琵琶	連携/ 検討		賛成	倉田 亨
									可	米山 俊直
									<p>モーターボート、水上オートバイの件は、季節的、時間的、場所的に免許状を含めて問題があり、汽水域と云えども野鳥、魚類、子供達のためにも、無法行為は許されない。制限区域を必要とする。</p> <p>汽水域の十三干潟を含めた源流から河口までを野鳥保護区にし、季節的、期的、時間的制限を実施する。</p> <p>十三の北野地区、海老江地区の災害時の物資揚陸、工用船舶の河川中央部の通過以外は、観光船、モーターボート等、十三パイパス～長柄大堰間は、自然保護のためにも禁止するだけの配慮が必要である。</p> <p>上流のワンド群一帯にも航路の指定。並びにつばめの集合時期を避ける配慮が必要である。</p>	小竹 武
									水制工による航路の確保が謳われているが、淀地先の低水護岸に設けられた小さな水制工と堆砂の関係さえ把握されていない現状をどう考えるのか？	有馬 忠雄
									<p>水上オートバイの利用規制 可</p> <p>ただし</p> <ul style="list-style-type: none"> ・具体的な整備内容として、「…連携し調査する。」のあとに、「とともに、地域住民や住民団体の声を聞いて対策を実施する。」「…支援する。」「法整備を含め支援する。」 ・スケジュール表ではいつまでも連携と検討 規制水域設定等の対策を早期実施。 <p>(理由)今問題になっていないから連携・調査・検討して良いのではない。その結果が琵琶湖の現状である。連携相手の実効が伴わなければ、行われる前にきちとした対策を立て実施するのが予防の原則である。一方、水面利用における法的整備が遅れており、国として早期制定を図る必要がある。</p> <p>スケジュールに実施が入っていないが、早期実施が望まれる。</p>	寺川 庄蔵
									<p>1. 最近の水上オートバイの急速な増加・事故急増状況からみて、早急に何らかの対応が必要</p> <p>2. エンジンのガス排出基準、船舶検査のあり方、操縦免許の取得・更新の仕組みが、陸上交通とどう違っているか比較する。陸上交通に 関しては、きめこまかくフォローがされている。参考にすべきである。</p> <p>(利用 - 1、利用 - 2、利用 - 3、利用 - 4に共通)</p>	榎屋 正

旧シート	現シート	章項目	事業名	河川名	関連部会	実施/ 検討	第2稿 意見	意見	委員
								スケジュール表ではいつまでも連携と検討 規制水域設定等の対策を早期実施。 (理由)今問題になっていないから連携・調査・検討して良いのではない、その結果が琵琶湖の現状である。連携相手の実効が伴わなければ、行われる前にきちとした対策を立て実施するのが予防の原則である。	寺川 庄蔵
								既に本湖琵琶湖において、水上オートバイ走行による騒音・水質への影響は実証されており、瀬田川にも事前に対策が必要。調査にとどまっていたは手遅れになること必至。	藤井 絢子
(利用-3)	利用-3	5.5.1	水面	船舶等の通航規制	淀川本川	淀	検討	大賛成(水棲生物の保全上、必須と考える)	倉田 亨
								可	米山 俊直
								モーターボート、水上オートバイの件は、季節的、時間的、場所的に免許状を含めて問題があり、汽水域と云えども野鳥、魚類、子供達のためにも、無法行為は許されない。制限区域を必要とする。 汽水域の十三干潟を含めた源流から河口までを野鳥保護区にし、季節的、期的、時間的制限を実施する。 十三の北野地区、海老江地区の災害時の物資揚陸、工用船舶の河川中央部の通過以外は、観光船、モーターボート等、十三バイパス～長柄大堰間は、自然保護のためにも禁止するだけの配慮が必要である。 上流のワンド群一帯にも航路の指定。並びにつばめの集合時期を避ける配慮が必要である。	小竹 武
								船舶の河川水面利用に伴い、河岸植生が破壊される可能性があるため、事前の予測と防護技術を開発する必要があるかもしれない。	谷田 一三
								1.最近の水上オートバイの急速な増加・事故急増状況からみて、早急に対応が必要 2.エンジンのガス排出基準、船舶検査のあり方、操縦免許の取得・更新の仕組みが、陸上交通とどう違っているか比較する。陸上交通に 関しては、きめこまかくフォローがされている。参考にすべきである。 (利用 - 1、利用 - 2、利用 - 3、利用 - 4に共通)	榎屋 正
								水上オートバイ・プレジャーボート・レジャー用動力船の通航規制を実施すべし。	渡辺 賢二

旧シート	現シート	章項目	事業名	河川名	関連部会	実施/ 検討	第2稿 意見	意見	委員
								汽水域の十三干潟を含めた源流から河口までを野鳥保護区にし、季節的、期的、時間的制限を実施する。 十三の北野地区、海老江地区の災害時の物資揚陸。工用船舶の河川中央部の通過以外は、観光船、モーターボート等、十三バイパス～長柄大堰間は、自然保護のためにも禁止するだけの配慮が必要である。 上流のワンド群一帯にも航路の指定。並びにつばめの集合時期を避ける配慮が必要である。	小竹 武
								レジャー用動力船の全面通船規制を実施すべき	渡辺 賢二
(利用-4)	利用-4	5.5.1	水面	瀬田川水辺利用者協議会(仮称)の設置	淀川本川(瀬田川)	琵琶・淀	調整/ 検討	賛成	倉田 亨
								可	米山 俊直
								条件付可。ただし瀬田川の公共性に照らして、(1)協議会を広く公開し、広く意見募集を行いそれを尊重すること (2)生態学に通じた学識経験者を含めることが条件。	村上 悟
								占有権の一定期間ごとの見直しを提言に沿った排他的独占的利用の制限に向けて行っていくことが重要。積極的に促進すべき河川の利用を援ける。(施設づくり、利用をたすけるヒントの広報、人づくり…)利用希望の利害調整だけでなく、目ざしている河川環境についての理解を深めあう場としてほしい 河川保全利用委員会(仮称)	山本 範子
								1.最近の水上オートバイの急速な増加・事故急増状況からみて、早急に何らかの対応が必要 2.エンジンのガス排出基準、船舶検査のあり方、操縦免許の取得・更新の仕組みが、陸上交通とどう違っているか比較する。陸上交通に関しては、きめこまかくフォローがされている。参考にするべきである。 (利用-1、利用-2、利用-3、利用-4に共通)	榎屋 正
								(意見) 「河川保全利用委員会」の議論と関連する討議内容が生じた場合、相互に情報共有を行う。	村上 悟
(利用-5)	利用-5	5.5.1	水面	円滑な水面利用の確保	桂川・木津川	淀	検討	賛成	倉田 亨
								可	米山 俊直
								わざわざボートやカヌーのレジャー目的に堰を改善する必要はない。むしろ初心者には堰内の方が適している。又他に適した水面が多くある。	田中 真澄

旧シート	現シート	章項目	事業名	河川名	関連部会	実施/ 検討	第2稿 意見	意見	委員
								1.カヌー・手漕ぎボートのためのアプローチ改善の具体的な計画内容 2.「水を利用した遊び」「水泳」「魚釣り」に利用可能な場所の調査と実施計画	榎屋 正
								手漕ぎボート・カヌー等による円滑な水面利用は必要としても、本来の河川環境が損なわれるような施設の改変はなされるべきではない。	田村 悦一
								占有権の一定期間ごとの見直しを提言に沿った排他的独占的利用の制限に向けて行っていくことが重要。積極的に促進すべき河川の利用を援ける。(施設づくり、利用をたすけるヒントの広報、人づくり…)利用希望の利害調整だけでなく、目ざしている河川環境についての理解を深めあう場としてほしい 河川保全利用委員会(仮称)	山本 範子
								カヌーやボートのためだけの河川環境に影響を及ぼしそうな改善には疑問がある。	渡辺 賢二
								基本は賛成です。ただし、漁協との調整が必要。内水面漁協の独占的な利用は許すべきでない。	谷田 一三
								ボート・カヌー等による円滑な水面利用は必要としても、本来の河川環境保全が損なわれるような施設の改変はなされるべきではない。	田村 悦一
								河川保全利用委員会を設立させ、早急に検討すべき	渡辺 賢二
(利用-6)	利用-6	5.5.2	河川敷	河川保全利用委員会(仮称)	全河川(直轄管理区間)	全	調整	賛成	倉田 亨
								可 促進の要あり	米山 俊直
								単独での実施は不可。この原案では行政による河川管理の強化となる。平行して、利用者同士でのルールづくりを進めるための会の実施あるいはサポートが条件。さもなくば利用者間の軋轢を助長する一方である。	村上 悟
								構成メンバーに住民代表(直接的な利用者、又は関係者でない住民)を入れなければ設置の意味がない。設置の必要なし。	渡辺 賢二
								全河川、直轄以外の所、源流も含めた各府県の認識を共通化した制度にする。河川レンジャーの業務とする、地区住民も協力する、環境省の考えも入れた特別、自然保護区の法令で対応する。府と市町村との意見の相違にも調整が必要である。	小竹 武

旧シート	現シート	章項目	事業名	河川名	関連部会	実施/ 検討	第2稿 意見	意見	委員
								<p>a この委員会は、河川の保全の見地から、河川の利用のありかたを論議するものであるところから、名称は「河川保全委員会」が適切ではないかと考えます。</p> <p>b 委員会の構成は、学識者と沿川自治体であり、地域住民の参画方法としては「委員会で意見を取り集める」とされています。関係住民が「利用者ないし利用者団体」となることを避けるためかとも思われますが、具体的な利用者や関係者ではない「公益の担い手」としての沿川住民が委員会の構成員としてその座を占めることも必要ではないかと思えます。「公益の担い手」としての沿川自治体よりも、当該河川の利用保全についてより密着した意見を述べるからできるからです。</p> <p>異議あり。</p> <p>1. 本来、この委員会は、河川保全の見地から、利用の適正化をはかるためのものであるから、名称は「河川保全委員会」が適切である。</p> <p>2. 委員会の構成は、学識経験者や沿川自治体のみでなく、流域住民代表(利用者や直接の利害関係者ではなく)も加えたほうがよい。</p>	田村 悦一
								河川名:全河川(直轄管理区間)に「直轄外淀川水系準用河川」を追加する	塚本 明正
								河川保全利用委員会(仮称) 可 この委員会についても、住民参加を明確にしておくべきである。 縮小方向は賛成。	寺川 庄蔵
								猪名川のような高水敷利用の進んだ河川においては、占用施設の新設、更新の基準を他の河川よりきびしくすべきである。	服部 保
								意見: 猪名川についての現状は適正な利用の限界を超えているのではないかと。利用抑制の目標値の設定を「追加」していただきたい。	畚野 剛
								高水敷利用について、現状を踏まえて、公正な判断の場が必要だということに、賛成します。ただこの組織の権限などについては、わからない部分があります。グラウンドなどを、堤内地に戻すためには、かわりの場所の確保が必要ですが、そういう問題の調整にも、踏み込める組織なのでしょうか。また、グラウンド利用者の中には、環境教育にも一定の取り組みをされている団体もあれば、子どもから使用料を取って収入を得ている団体もあると聞きます。使用の実態を正確かつ公正に調査し、判断基準とすることも必要と思われる。	細川 ゆう子
								1. 住民対話集会の役割を位置づけてください。 2. 将来グラウンドなどの利用を縮小するに当たって、環境教育や川を元に戻すことの意味を現場のフィールドワークから理解していただけるような取り組みに河川レンジャーが果たせる役割があるか、連携できることがあるか検討する。	本多 孝

旧シート	現シート	章項目	事業名	河川名	関連部会	実施/ 検討	第2稿 意見	意見	委員
								1. 地域毎の河川保全利用委員会の委員構成を示して欲しい 2. 地域毎の占用施設の内訳 3. 住民から意見を聴きくとしており、また、委員会で示す意見聴取方法によるとしているが、内容が決まれば示して欲しい 4. 今後の審議のスケジュール	榎屋 正
								占用権の一定期間ごとの見直しを提言に沿った排他的独占の利用の制限に向けて行っていくことが重要。積極的に促進すべき河川の利用を援ける。(施設づくり、利用をたすけるヒントの広報、人づくり...) 利用希望の利害調整だけでなく、目ざしている河川環境についての理解を深めあう場としてほしい 河川保全利用委員会(仮称)	山本 範子
								代替地が必要。	和田 英太郎
								全河川、直轄以外の所、源流も含めた各府県の認識を共通化した制度にする。 河川レンジャーの業務とする、地区住民も協力する、環境省の考えも入れた特別、自然保護区の法令で対応する。 府と市町村との意見の相違にも調整が必要である。	小竹 武
								この委員会は、河川保全の見地から利用の適正化を図るものである。以下の2点に異論がある。 委員会の名称は「河川保全委員会」とすべきである 委員会の構成は、学識経験者・沿川自治体のみでなく、流域住民代表(利用住民、直接の利害関係住民ではなく)も参加すべきである	田村 悦一
								5.3.1(1)でも述べたが、既に地域にある組織(特に地域住民主体の)をEncourageすべし。新たな組織をつくることは(しかも官製のにおいのする)地域に混乱をおこすと肝に銘ずべし。	藤井 絢子

旧シート	現シート	章項目	事業名	河川名	関連部会	実施/ 検討	第2稿 意見	意見	委員
								<p>(印象) 学識経験者と自治体からなる委員会から意見を聞いても、最終的に河川管理者が決定をするという点で、住民主体の河川管理の理念からはほど遠い。また、ほかにもさまざまな委員会が成立する予定であるが、委員会が増えることは、河川管理のしくみを複雑にし、住民の理解や参加を阻害することになることに十分留意されたい。</p> <p>(意見) ・河川保全利用委員会の設置は必ずしも必要ないと思う。意見照会であれば流域委員会で対応が可能であると思う。むしろ、このような問題については、委員会に諮問するのではなく、関係者が一同に会して建設的な問題解決を目指す円卓会議の開催を検討されたい。出席者としては、河川管理者や沿川自治体に加え、利害関係者および関心のある住民を想定する。この場で利害関係者同士が調整を行う中で、住民の中に管理主体意識が発生すると思われる。 ・滋賀県が行ってきた淡海の川づくり会議の蓄積(経験、組織)の活用の検討を求める。 ・瀬田川においては、もし「河川保全利用委員会」を設置する場合、「瀬田川水辺利用協議会」の議論と関連する討議内容が生じたときには相互に情報共有を行う。</p>	村上 悟
								代替地が必要。	和田 英太郎
								構成メンバーに住民代表者を入れることへの検討	渡辺 賢二
(利用-7)	利用-7	5.5.2	河川敷	違法行為の対策	淀川水系各河川	全	実施	賛成	倉田 亨
								可	米山 俊直
								全河川、直轄以外の所、源流も含めた各府県の認識を共通化した制度にする。河川レンジャーの業務とする、地区住民も協力する、環境省的考えも入れた特別、自然保護区の法令で対応する。府と市町村との意見の相違にも調整が必要である。	小竹 武
								「検討でなく、早期に確実に実施すべきである」 なお、琵琶湖の湖岸や砂浜の不法占拠や不法利用、湖岸と道路の間に建設された住宅は、本来、誰もが琵琶湖で魚を採ったり、水泳や水遊びをしたり、ふるさとの風景を眺めたりできる権利を奪ってしまっていることになり、また琵琶湖を私物化していることでもある。この琵琶湖の湖辺の適正利用や違法行為の是正も早期に実施すべきである。	小林 圭介
								1. 違法行為の実態、内容と場所など 2. 是正スケジュールが決まれば示して欲しい	榎屋 正

旧シート	現シート	章項目		事業名	河川名	関連部会	実施/ 検討	第2稿 意見	意見	委員
									2/4是正の優先順位について、長らく説得に応じないなど既成事実化されている違法行為についてさらに放置することになりかねないので、文言を改める。 例：常態化・常習化している 違法行為については今後厳しく是正してゆく。	山本 範子
									全河川、直轄以外の所、源流も含めた各府県の認識を共通化した制度にする。 河川レンジャーの業務とする、地区住民も協力する、環境省的考えも入れた特別、自然保護区の法令で対応する。府と市町村との意見の相違にも調整が必要である。	小竹 武
									河川保全利用委員会の活用を検討	渡辺 賢二
(利用-8)	利用-8	5.5.2	河川敷	ホームレス対策	淀川水系各河川	全	関係機 関協議 / 対策 を推進		可 促進の要あり	米山 俊直
									全河川、直轄以外の所、源流も含めた各府県の認識を共通化した制度にする。 河川レンジャーの業務とする、地区住民も協力する、環境省的考えも入れた特別、自然保護区の法令で対応する。府と市町村との意見の相違にも調整が必要である。	小竹 武
									1. 「地方自治体と一体となって」と記されているが各地方自治体との連携の内容 2. 「ホームレスの自立支援等に関する特別措置法」では、国は財政上他必要な措置を講ずるとあるがその内容 3. 淀川水系584人の各自治体毎の人数 4. 平成15年度中に策定予定の「実施計画」の内容	榎屋 正
									ホームレスも堤外に住むのは危険であることを広報すべきです。高水敷などが安全であるという認識を変えていかないといけない。	山本 範子
									全河川、直轄以外の所、源流も含めた各府県の認識を共通化した制度にする。 河川レンジャーの業務とする、地区住民も協力する、環境省的考えも入れた特別、自然保護区の法令で対応する。府と市町村との意見の相違にも調整が必要である。	小竹 武
									河川保全利用委員会の活用を検討	渡辺 賢二
(利用-9)	利用-9	5.5.2	河川敷	迷惑行為の対策	淀川水系各河川	全	実施		賛成	倉田 亨
									賛成。計画の適切な早期実施を望みます。	田村 悦一
									可	米山 俊直

旧シート	現シート	章項目		事業名	河川名	関連部会	実施/ 検討	第2稿 意見	意見	委員
									全河川、直轄以外の所、源流も含めた各府県の認識を共通化した制度にする。 河川レンジャーの業務とする、地区住民も協力する、環境省的考えも入れた特別、自然保護区の法令で対応する。府と市町村との意見の相違にも調整が必要である。	小竹 武
									実効性の確保をどうするのか記載すべきである。	小林 圭介
									1. 住民への啓発、看板・印刷物内容の作成、出前講座など、河川レンジャーのかかわれる役割や連携を検討する。	本多 孝
									1. 迷惑行為の内容・内訳等データがあれば示して欲しい。 2. 「日常的な啓発」「計画的な啓発」について、内容・実施計画・実施結果 3. 自治体・住民との連携の具体的な内容	榎屋 正
									全河川、直轄以外の所、源流も含めた各府県の認識を共通化した制度にする。 河川レンジャーの業務とする、地区住民も協力する、環境省的考えも入れた特別、自然保護区の法令で対応する。府と市町村との意見の相違にも調整が必要である。	小竹 武
(利用-10)	利用-10	5.5.3	舟運	航路維持有効利用 方策検討	淀川	淀	実施		可	米山 俊直
									全河川、直轄以外の所、源流も含めた各府県の認識を共通化した制度にする。 河川レンジャーの業務とする、地区住民も協力する、環境省的考えも入れた特別、自然保護区の法令で対応する。府と市町村との意見の相違にも調整が必要である。	小竹 武
									1. 通行規則の策定時期 2. 通行規則の位置付け	榎屋 正
									汽水域の十三干潟を含めた源流から河口までを野鳥保護区にし、季節的、期的、時間的制限を実施する。 十三の北野地区、海老江地区の災害時の物資揚陸。工船用船舶の河川中央部の通過以外は、観光船、モーターボート等、十三バイパス～長柄大堰間は、自然保護のためにも禁止するだけの配慮が必要である。 上流のワンド群一帯にも航路の指定。並びにつばめの集合時期を避ける配慮が必要である。	小竹 武
(利用-11)	利用-11	5.5.3	舟運	淀川舟運低水路整 備検討	淀川	淀	検討/ 委員会		可	米山 俊直
									全河川、直轄以外の所、源流も含めた各府県の認識を共通化した制度にする。 河川レンジャーの業務とする、地区住民も協力する、環境省的考えも入れた特別、自然保護区の法令で対応する。府と市町村との意見の相違にも調整が必要である。	小竹 武

旧シート	現シート	章項目	事業名	河川名	関連部会	実施/ 検討	第2稿 意見	意見	委員
								1. 低水路として整備する場所はどこか、 2. 「淀川舟運航路に関する研究会」の委員構成、検討スケジュール 3. 検討結果とその内容 (利用 - 11、利用 - 12、利用 - 13に共通)	榎屋 正
								4/4 2代替案についても積極的に検討していただきたい。小船舶では水深80cm程度で航行可能と書いています。	山本 範子
								淀地先の小さな水制と堆砂の関係でさえ把握できていないが	有馬 忠雄
								汽水域の十三干潟を含めた源流から河口までを野鳥保護区にし、季節的、期的、時間的制限を実施する。 十三の北野地区、海老江地区の災害時の物資揚陸。工事中船舶の河川中央部の通過以外は、観光船、モーターボート等、十三バイパス～長柄大堰間は、自然保護のためにも禁止するだけの配慮が必要である。 上流のワンド群一帯にも航路の指定。並びにつばめの集合時期を避ける配慮が必要である。	小竹 武
								水制と舟運の復活、生態系保全と調和するかたちで実施されればおもしろい。	谷田 一三
(利用-12)	利用-12	5.5.3	舟運	淀川大堰開門設置 検討	淀川	淀	検討/ 委員会	可	米山 俊直
								全河川、直轄以外の所、源流も含めた各府県の認識を共通化した制度にする。 河川レンジャーの業務とする、地区住民も協力する、環境省的考えも入れた特別、自然保護区の法令で対応する。府と市町村との意見の相違にも調整が必要である。	小竹 武
								1. 低水路として整備する場所はどこか、 2. 「淀川舟運航路に関する研究会」の委員構成、検討スケジュール 3. 検討結果とその内容 (利用 - 11、利用 - 12、利用 - 13に共通)	榎屋 正
								大災害発生時、河川改修時の舟運の有効性は認めるが、それ以外の舟運については、環境保全の観点から余り望ましくない。開門設置に必要な費用と便益の冷静な比較検討が必要と思われる。	川上 聡
								淀川大堰について・毛馬開門通航可能時間拡大 通船増加による環境への影響を軽視していないか。	山本 範子
(利用-13)	利用-13	5.5.3	舟運	毛馬開門運用手法 検討	淀川	淀	検討/ 委員会	可	米山 俊直

旧シート	現シート	章項目	事業名	河川名	関連部会	実施/ 検討	第2稿 意見	意見	委員
								全河川、直轄以外の所、源流も含めた各府県の認識を共通化した制度にする。 河川レンジャーの業務とする、地区住民も協力する、環境省的考えも入れた特別、自然保護区の法令で対応する。府と市町村との意見の相違にも調整が必要である。	小竹 武
								1. 低水路として整備する場所はどこか、 2. 「淀川舟運航路に関する研究会」の委員構成、検討スケジュール 3. 検討結果とその内容 (利用 - 11、利用 - 12、利用 - 13に共通)	榎屋 正
								利用-13で航行可能時間の延長が考えられている。これとあわせて利用14での環境への影響検討は慎重にじゅうぶん行っていただきたい。	山本 範子
								淀川大堰について・毛馬閘門通航可能時間拡大 通船増加による環境への影響を軽視していないか。	山本 範子
(追加)	利用-14	5.5.3	船舶航行環境影響 検討	淀川	淀	検討/ 委員会		賛成。船舶航行が河川や湖沼の環境に与える影響は少なからぬものがあります。正確な調査がなされ、河川整備計画に生かされることを期待します。	田村 悦一
								可	米山 俊直
								全河川、直轄以外の所、源流も含めた各府県の認識を共通化した制度にする。 河川レンジャーの業務とする、地区住民も協力する、環境省的考えも入れた特別、自然保護区の法令で対応する。府と市町村との意見の相違にも調整が必要である。	小竹 武
								1. 航行の環境影響調査の実施内容の詳細および実施結果について示して欲しい	榎屋 正
								大災害発生時、河川改修時の舟運の有効性は認めるが、それ以外の舟運については、環境保全の観点から余り望ましくない。閘門設置に必要な費用と便益の冷静な比較検討が必要と思われる。	川上 聡
								容易ではない(舟運は素人には直ぐ出来ないから)	倉田 亨
(利用-14)	利用-15	5.5.4	漁業	漁業	淀川水系各 河川	全	-	重要、賛成	倉田 亨
								可 スケジュールをつくること	米山 俊直
								河川環境を保全、再生の各施策を検討し、すみやかに実施に移すべし。	渡辺 賢二

旧シート	現シート	章項目	事業名	河川名	関連部会	実施/ 検討	第2稿 意見	意見	委員
								可。 ただし、これまでの河川改修が水質悪化等を招き、結果として在来魚を減少させ漁業をできなくしてきた。その意味では、水質を良くし魚のすめる川に再生する責任がある。特に、琵琶湖については、管理者である滋賀県任せにすることなく、再生のための積極的な施策が省庁を超えて望まれる。具体的には、「琵琶湖淡水漁業回復委員会」(仮称)を設置し、早急に検討をおこない実施に入るべきである。スケジュールに何も記載が無いのはおかしい。	寺川 庄蔵
								A「琵琶湖における漁業の振興」:漁業者は、伝統的知恵に準拠しながら琵琶湖の湖内の状況を日常的にモニタリングしている存在であることに鑑み、また、適切な漁業そのものは琵琶湖生態系の保全に寄与するものであるから、その振興対策を広く検討することが、とくに重要である。但し、いわゆる「栽培漁業」など従来行われていた施策の中には、緊急的には必要悪として認められるものの、長期的には逆の効果をもたらしていた実績に鑑み、既成事実にとられることなく行うことが不可欠である。 B「琵琶湖における水面利用の規制」:かけがえのない古代湖であり、かつ極めて多くの人間がさまざまな利用する琵琶湖においては、限られた水面利用だけが許されるべきである。そのために近畿地方整備局は、主体的・主導的・積極的にそれを広く検討することが重要である。	川那部 浩哉
								全河川、直轄以外の所、源流も含めた各府県の認識を共通化した制度にする。河川レンジャーの業務とする、地区住民も協力する、環境省の考えも入れた特別、自然保護区の法令で対応する。府と市町村との意見の相違にも調整が必要である。	小竹 武
								修正;漁業を持続的に存続させる為の水産資源の確保・河川環境の再生は、沿岸漁業再生の為の藻場・干潟の再生と同様、日本人の生存基盤の確保であるという認識に立って欲しい。河川敷の公園利用・水上スポーツという趣味の問題ではない。農業利水権に相当する重要度を持っている生存権の確保と捉えるべきである。河川環境再生のために行うべき施策は膨大かつ総合的なものであるが、河川利用の最初の項目に格上げしておく事項と考える。1960年代を目標とするので、保護ではなく再生を強く押し出すべき。	田中 哲夫
								1. 河川環境の改善が漁業にどれだけ役に立っているかの評価のあり方を検討する必要がある	榎屋 正
								追加:河川環境の保全に反した漁業利用の規制の可能性(関係機関へのはたらきかけを含む)を明記するべきではないか。	原田 泰志

旧シート	現シート	章項目	事業名	河川名	関連部会	実施/ 検討	第2稿 意見	意見	委員
								表現の一部に「異議あり」：「…結果として、水産資源の保護につなげる。」は 今までの考え方のように受け止められます。水産資源に限定されるのではなく、 「水系の生態系の多様性を保全・回復して行く」ことが目標であるべきと考えま す。作業部会で論議のうえ「改訂」していただきたい。	畚野 剛
								別紙参照 コメント4	倉田 亨
								全河川、直轄以外の所、源流も含めた各府県の認識を共通化した制度にする。 河川レンジャーの業務とする、地区住民も協力する、環境省的考えも入 れた特別、自然保護区の法令で対応する。府と市町村との意見の相違にも 調整が必要である。	小竹 武
								環境保全に反する漁業利用の制限の検討を明記	原田 泰志
								河川環境を保全・再生の各施策の実施	渡辺 賢二

ダムシートへの意見

旧シートNo.	現シートNo.	章項目	事業名	河川名	関連部会	実施／ 検討	第2稿 意見	意見	委員
(ダム-1)	ダム-1	5.7.1	既設ダム	生息・生育実態を定期的に調査	既設ダム	琵琶・淀・猪		重要。改訂河川法の目的達成の確認に・・・、大賛成。	倉田 亨
								可	尾藤 正二郎
								可 さらに推進	米山 俊直
								「賛成」調査結果を積極的に公表すべき。	渡辺 賢二
								1)過去10年間の河川水辺の国勢調査(ダム湖)結果の評価がどのような良好なダム管理に反映されたかを一般にわかりやすく公表する努力をする。 2)調査項目、方法の再検討を行う。 3)ダム建設前のデータとの比較を行う必要がある。	川端 善一郎
								一庫ダムで実施している景観の復元調査を実施すべきである。	服部 保
								追加:これまでの調査内容(手法努力量等含む)の再検討(みなおし)を行ったうえで、調査を継続することを明記。	原田 泰志
								「実施可」ただし蓄積された情報の活用法、住民へのデータ、活用事例の公開に留意されたい。	畚野 剛
								1. 住民参加による調査項目の設定の検討と住民参加による調査を検討する。調査や住民とのコーディネート、調査のまとめと情報発信など河川レンジャーのかかわれる役割や連携を検討する。	本多 孝
								基本的に「可」。生物の生息・生育を定期的に行うことは大いに賛同できるが、その実施に当たっては調査目的を代表できる場所と調査日を考える必要がある。例えば調査日で言えば、春夏秋冬という視点が必要なのか、生物の生態変化の視点が必要なのかなどがある。	三田村 緒佐武
								全項目とはいかないが、何年かに一度は関連する数項目を同時に調査することも必要では。	池淵 周一
								● 河川水辺の国勢調査は内容を一新する必要がある	有馬 忠雄
								● 既設ダム事業について外来魚対策の明記	原田 泰志
								コメント準備中	村上 悟

旧シートNo.	現シートNo.	章項目		事業名	河川名	関連部会	実施/ 検討	第2稿 意見	意見	委員
(ダム-2)	ダム-2	5.7.1	既設ダム	ダム水源地域の活性化に向けた湖面活用や周辺環境整備	既設ダム	琵琶・淀・猪			可	仁連 孝昭
									可	尾藤 正二郎
									可	米山 俊直
									利水目的のダムについては「実施不可」 理由：観光地化は水質の保持と相反する行為として賛成しかねる。	畚野 剛
									下流受益地との交流活動が進むインセンティブが働く施策とは何か。経済的インセンティブも考えては。	池淵 周一
									公園整備等周辺環境整備においても、自然修復「自然が自然をつくる」立場で実施して欲しい。	川端 善一郎
									賛成。ただ、地域の活性化が、自然環境破壊をもたらさないようくれぐれも留意すること、及び、地元自治体や住民との緊密な連携を望みます。	田村 悦一
									基本的に可 主として、ダム水源地域の自然特性を守り生かす取り組みを支援する。	寺川 庄蔵
									「湖面活用」は余り考えるべきでない。問題発生の場合困る。	倉田 亨
									部分的(否)すばらしい自然を壊してダムをつくっているのであり、まるでダムができて素晴らしい自然がある様な記述は美化しすぎています。環境という主軸を考えてもダムは環境破壊の最たるものであることは周知のことです。「広い森林を保全し・・・守っている」は、まさしく森林が流域にどれだけ重要であるかであり、ならば環境、治水、利水の項目になぜ記述できないのか、疑問、不信を抱きます。「湖面活用」は削除、必ず問題が発生します。活性化についても、ダム湖の悪化につながらない事を明記すべき。	田中 真澄
								●	湖面活用はダム湖に悪影響をあたえる「湖面活用」削除	田中 真澄
									一庫ダム周辺は生態、景観、文化、歴史上日本一の里山が広がっているが、このような良好な自然環境をPRすべきである。水源地域ビジョンの推進では布目ダムの例が示されているが、一庫ダムの例は示さないのか。	服部 保

旧シートNo.	現シートNo.	章項目	事業名	河川名	関連部会	実施/ 検討	第2稿 意見	意見	委員
								湖面活用は基本的には削減していくべき。ただし、次世代の人づくりのため、環境学習等の場など河川環境の理解に役立たせることを考慮して整備することは望ましい。ただし、ダム の効用誘導型の施設整備などは慎重にしなければならないことはいうまでもない。	三田村 緒佐武
							●	既設ダム事業について外来魚対策の明記	原田 泰志
							●	<p>・「ダム水源地ネットワーク」「森と湖に親しむ旬間」、さまざまなイベント等の施策が、どれだけ河川管理への理解浸透や主体意識の醸成に貢献し、地域の活性化や自立にどれだけ貢献しているかを評価することが必要。</p> <p>・「ダムに対する理解と協力を得るための施策を実施」ではなく、「ダムや河川に対する理解を得て、河川管理への主体意識をはぐむための施策を実施」と記す。たとえば私の知る限り、ダム関連のイベントでは、ダムが及ぼしている自然や地域社会への悪影響についてほとんど伝えられていない。これらを正しく伝え、住民と問題を共有することが、長い目で住民との共働を育てていく上では必要不可欠。</p>	村上 悟
(ダム-3)	ダム-3	5.7.1	既設ダム	河川利用者に対する安全を図るためのハード面とソフト面の充実・強化	既設ダム	琵琶・淀・猪		実施可。	川端 善一郎
								可	寺川 庄蔵
								可	仁連 孝昭
								可	尾藤 正二郎
								「実施可」	畚野 剛
								「可」。	三田村 緒佐武
								実施で可。	村上 悟
								可	米山 俊直

旧シートNo.	現シートNo.	章項目		事業名	河川名	関連部会	実施/ 検討	第2稿 意見	意見	委員
									晴天にもかかわらず後期放流がなされているので洪水警報が発令されている。このことが理解できるように情報表現を。ライン河沿いにある水位が時計盤になる量水時計もおもしろい。	池淵 周一
									左程重要と思えない。河川管理当局がデータをキチンと把握を優先願いたい。	倉田 亨
								●	既設ダム事業について外来魚対策の明記	原田 泰志
(ダム-4)	ダム-4	5.7.1	既設ダム	ダム付属設備の計画的な補修を実施	既設ダム	琵琶・淀・猪			当然実施。	池淵 周一
									実施可。	川端 善一郎
									可	仁連 孝昭
									可	尾藤 正二郎
									「実施可」	畚野 剛
									「可」。	三田村 緒佐武
									実施で可。	村上 悟
									可	米山 俊直
									可 ダム本体の点検について、ダムの寿命、後処理など重要なことに言及していない。提言で示したように撤去も含め検討が必要である。	寺川 庄蔵
									詳細不明で判断できず。	倉田 亨
								●	既設ダム事業について外来魚対策の明記	原田 泰志

旧シートNo.	現シートNo.	章項目		事業名	河川名	関連部会	実施/ 検討	第2稿 意見	意見	委員
(ダム-5)	ダム-5	5.7.1	既設ダム	流木の有効活用を 検討・実施	高山ダム、青 蓮寺ダム、室 生ダム、布目 ダム、比奈知 ダム、日吉ダ ム、一庫ダム	淀・猪			実施可。	川端 善一郎
									賛成	倉田 亨
									「検討でなく、早期に確実に実施すべきである」	小林 圭介
									可	寺川 庄蔵
									可	尾藤 正二郎
									「賛成」ただし作業により水質を汚染しないよう十分留意していただきたい。	畚野 剛
									可 促進の要あり	米山 俊直
									流木が下流への危険物となることを考えると、流木かん止もダムの効果か。その処理に関して流木の所有者との費用分担はあるのか。	池淵 周一
									(可)文言追加。「洪水時の流木の危険を防止するため、上流山林地からの防止策も検討する」	田中 真澄
									● 活用はよいが、肝心な事は危険な流木を防止する策を考えなければならない。	田中 真澄
									「可」。ただし、流木が発生する原因も解明しておくべき。	三田村 緒佐 武
									● 既設ダム事業について外来魚対策の明記	原田 泰志
(追加)	ダム-6-1	5.7.1.(12)	既設ダム	既設ダムの再編・運 用変更により治水効 果を検討	既設ダム	琵琶・淀・猪			可	寺川 庄蔵
									可	尾藤 正二郎

旧シートNo.	現シートNo.	章項目	事業名	河川名	関連部会	実施／ 検討	第2稿 意見	意見	委員
								可	米山 俊直
								「異議あり」理由：一方でダム現状は実力低下という説明があり、その一方本項で「最大限利用」といわれるが、論理的に矛盾していると思う。直感的かもしれないが、このような発想は安直な印象を受けます。	畚野 剛
								既設ダム群間での可能性検討は、名張川における事例ぜひとも検討を。	池淵 周一
								賛成。ただし、この調査検討が、安易にダム新設の理由として利用されないように(例えば、大戸川ダム建設が、日吉ダムの利水機能の振替を理由のひとつとして提起されているように)。	田村 悦一
								詳細不明で判断できず。	倉田 亨
								一部(否)再編図によると治水容量まで利水容量を100%とした場合、下流で合流する他の一方のダム河川までの河川水位についての策を記述しなければならない。	田中 真澄
								計画中のダムへの有効条件になっていないか疑問である。	渡辺 賢二
(ダム-6)	ダム-6-2	5.7.1 既設ダム	既設ダムの再編・運用変更により治水効果を検討	高山ダム、青蓮寺ダム、室生ダム、布目ダム、比奈知ダム、一庫ダム、日吉ダム	淀・猪			可	寺川 庄蔵
								可	尾藤 正二郎
								可	米山 俊直
								(否)計画策定時のダム目的から変更されてきた理由と経緯の記述が必要。又、計画変更後の振替計画を実現するために新しいダムをつくる発想は安易であります。琵琶湖流域の渇水時期に大戸川だけに水がある保証の記述が必要。	田中 真澄
								「疑問あり」一庫ダムに関して最近運用変更を行ったばかりであり再検討の余裕はほとんどないのではないか？	畚野 剛

旧シートNo.	現シートNo.	章項目	事業名	河川名	関連部会	実施／ 検討	第2稿 意見	意見	委員
								名張川・宇陀川合流点と大屋戸橋との間の区間は名張市市街地に接しているが、大変自然(河川)環境・生態系豊かな貴重な場所であるため、治水対策を実施する場合にも充分環境に配慮することが重要である。また、右岸河川敷に遊歩道を設置したいとの地元要望があるが、自然環境保全のために絶対実施すべきではない。竹林は昔の水害防備林で現在もその役割を果たすと考えられ、万一の場合にも地域に壊滅的被害は起こらないと思われるので、当面は要所のみ対策でよい。	川上 聡
								詳細不明で判断できず。	倉田 亨
								計画中のダムへの有効条件になっていないか疑問である。	渡辺 賢二
							●	既設ダム事業について外来魚対策の明記	原田 泰志
(ダム-7)	ダム-7	5.7.2	各ダムの調査検討内容	大戸川ダム建設事業	大戸川ダム	琵琶・淀		可	尾藤 正二郎
								OK	水山 高久
								可	米山 俊直
								ダム建設は自然環境および地域社会へ及ぼす不可逆的影響が大きいため建設しないことが至当。計画・事業中のダムを前提とした既設ダムの治水・利水容量の振り替えなどの目的変更は「調査・検討」の結果をまっけて慎重に検討すべきである。	川上 聡
								(否)計画策定時のダム目的から変更されてきた理由と経緯の記述が必要。又、計画変更後の振替計画を実現するために新しいダムをつくる発想は安易であります。琵琶湖流域の渇水時期に大戸川だけに水がある保証の記述が必要。	田中 真澄
							●	計画策定時のダム目的から振替制を考えた理由と経緯を説明。	田中 真澄

旧シートNo.	現シートNo.	章項目	事業名	河川名	関連部会	実施／ 検討	第2稿 意見	意見	委員
								<p>大戸川ダム建設事業→不可 「…急速な水位低下の抑制策として有効」などとした説明をしているが、大戸川ダムの用途別水量や貯水量の割り振りなどが不明確な時点で有効とはいえない。</p> <p>(理由) 急速な水位低下の抑制策の調査検討がおこなわれているが、先に書いたように使える水量が不明確であり、かつ、過去の洪水を列挙し治水の必要性を上げているが、洪水とダムとの関係がまったくないものまで入っており、これではダムをつくる説明にならない。</p> <p>また、日吉ダムと大戸川ダムの容量振り替えを計画しているが、利水精査もまだなのに判断できないのではないのか。さらに、治水と利水の効果を同時にあげているが時期的にかみ合わないか、もっと詳細な説明がなければ検討さえできない。</p> <p>まず、水需要の精査確認と、代替案の検討を早急に行うべきである。</p>	寺川 庄蔵
								<p>大戸川の集水域は典型的な花崗岩の深層風化地域であるのと、被覆している植生のほとんどがアカマツ林の疎林や未熟林であるため、土壌の発達も極めて貧弱で水源涵養機能がほとんど認められず、特に治水対策が必要とされるものと考え。したがって、集中豪雨時の出水時までの時間、時間当たりの出水量、土砂の流出量等について、他のダムと比較検討したうえで「実施可」の根拠を明らかにすべきである。</p>	小林 圭介
								<p>検討で可 ・環境30の検討と連携した体制をとること。</p>	西野 麻知子
								<p>日吉ダムの利水容量の振り替えによって、琵琶湖水位低下抑制の効果と日吉ダムによる治水効果がどれほど有効であるか検討する必要がある。必要なときにどれだけの貯水量を利用できるのか？</p>	仁連 孝昭
								<p>日吉ダムが度々濁水に見舞われているので、日吉ダムと大戸川ダムの水のたまり方の評価が必要では。保津川遊船の稼動に影響は。</p>	池淵 周一
								<p>資料の提示方法：第2稿の説明シートから水害被害額の表を削除すべきではない。想定被害額と事業費の比較ができるようにするため。</p>	川端 善一郎
								<p>検討すべし。実施にはまだ遠い。(代替案まだ)</p>	倉田 亨
								<p>最善、最適な対策としては疑問な点や問題点が多く、十分な調査と検討が不可欠。「社会的合意」と実施は遠いものと思われる。</p>	塚本 明正

旧シートNo.	現シートNo.	章項目	事業名	河川名	関連部会	実施／ 検討	第2稿 意見	意見	委員
								ダム建設の代替案を十分検討された後にダム建設の是非が判断されよう。その後示された整備内容の評価が可能になる。なお、これに関しては淀川水系のみならず関わる流域住民の合意形成をはからなければならないことはいうまでもない。	三田村 緒佐武
								効果不明	和田 英太郎
								①この振り替え計画は大戸川ダム建設を当然の前提としており、計画自体が大戸川ダム建設の有効条件に加えられている感が強い。 ②日吉ダムの利水機能を大戸川ダムに振り替えるとしても、渇水状態の続く日吉ダムの利水機能を大戸川ダムに振り替えることが現実にかどうか疑問である。 ③日吉ダムの利水機能を大戸川ダムに振り替えることで、三川合流より下流の利水が確保されても、日吉ダムから三川合流までの流量の減少で、流域の河川環境を悪化させる恐れがある。	渡辺 賢二
								3/4 ● 保津橋水位観測所水位の表について ・被害総額を入れる (理由:費用対効果の検討資料とするため)	川端 善一郎
								● 〈大戸川ダム設置目的の説得性の薄弱さ〉 琵琶湖の水位低下長期化の軽減策として、琵琶湖流入河川からの随時補完流入水の供給システムを考えることは一理あるが、大戸川の貯留水施設が有効とする根拠が常識的に言って不明である。確かに「大戸川等の」と複数カ所の貯留施設の一つとして選定してはいるが、他には同目的で「丹生ダム」しか選定していない。 しかも、現状では大戸川河口は瀬田川洗堰の下流部にあり、琵琶湖水位低下を補完することは物理的に無理である。よしんば、大戸川河口を瀬田川洗堰上流へ流向変更したとしても、瀬田川は狭義の琵琶湖水の流出水路に過ぎず、湖面への注流入水とは言えず、大戸川ダムから貯流水を放流すれば、瀬田川水流は琵琶湖へ向けて逆水流(遡上水流)となる不自然が洗堰でどのような影響を起こすか不明で不安でもある。琵琶湖の水位低下長期化の軽減策を図るといふ目的を果たすには、効果期待の上からも他の場所での貯留水施設や他の方法を検討した方がよいのではないか。	倉田 亨

旧シートNo.	現シートNo.	章項目	事業名	河川名	関連部会	実施／ 検討	第2稿 意見	意見	委員
								<p>大戸川ダム調査検討内容のなかに、平成6年における20日間に約25cmの急激な水位低下がコイ科の産卵・孵化稚魚に与えた影響とコイ科の魚類を含めた琵琶湖の水界生態系の許容範囲をどのように考えるのか、さらに、水位低下と湖岸の形状、コイ科の琵琶湖における生息・分布・産卵孵化の状況と水位変動に対する適応範囲など、さまざまな問題や研究課題について総合的に明らかにされていない。そうしたなかで、20日間に約25センチの急激な水位低下、コイ科の産卵・孵化稚魚の影響、それが琵琶湖の生態系全体に対して重大な影響ありと、単純に結論づけられるのかは疑問である。また、逆にダムによって20日間の25cmの水位維持が可能になったとして、はたして琵琶湖のコイ科魚類が保全され、さらにそのことが琵琶湖の生態系の保全にまでつながることになるのか、またそうした対策の実効性の確保なども含めて総合的に検討すべきである。</p> <p>したがって、大戸川ダムの建設推進については、20日間の水位維持による琵琶湖の生態系の保全効果を重視するよりも、代替案も含めて治水対策効果と利水効果を主体として考えるべきである。</p>	小林 圭介
								<p>日吉ダムの利水機能を大戸川ダムへ振り替えて日吉ダムの治水機能を強化することには異論がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ①日吉ダム設置が社会的に合意されるかどうか ● ②亀岡地区の治水事業との関連において、日吉ダムの治水機能をこのような方で強化する必要性？ ● ③日吉ダムの利水機能の振り替えによる、三川合流地点までの流量の減少による環境悪化 	田村 悦一
								<ul style="list-style-type: none"> ● 急速な水位低下の抑制策の調査検討がおこなわれているが、先に書いたように使える水量が不明確であり、かつ、過去の洪水を列挙し治水の必要性を上げているが、洪水とダムとの関係がまったくないものまで入っており、これではダムをつくる説明にならない。 ● また、日吉ダムと大戸川ダムの容量振り替えを計画しているが、利水精査もまだなのに判断できないのではないのか。さらに、治水と利水の効果を同時にあげているが時期的にかみ合わないか、もっと詳細な説明がなければ検討さえできない。 	寺川 庄蔵

旧シートNo.	現シートNo.	章項目	事業名	河川名	関連部会	実施／ 検討	第2稿 意見	意見	委員
								<ul style="list-style-type: none"> ・ 魚類の産卵阻害など湖岸生態系への影響軽減方策を検討する場合、対象水域ごとに目標レベルを設定するなどし、可能な限り新規ダムからの水補給に頼らず水位低下を抑制する代替方策を示すことが求められている。 ・ そのためには、斬新な発想を導入するなどした新しい堰操作の精力的な検討が望まれる。 ・ 使える水量が不明のまま水位低下の抑制を検討することの説得性が無い。 ・ 逆に、最も望まれているのは、ダムに頼らない洪水対策と湖岸生態系への影響軽減とを同時に実現する方策の検討である。 ● 過去の洪水を列挙し治水の必要性を上げているが、これらの洪水の中にはダムとの関係が明確でないものまで入っており、ダムをつくる説明として逆に説得性を欠くことになっているのではないか。 ・ 日吉ダムと大戸川ダムの容量振り替えを計画しているが、利水精査の情報が無い中で判断することはできない。 ・ 更に、治水と利水の効果が時期的にどうかみ合うのか詳細な説明が無いため検討できない。 	中村 正久
								<ul style="list-style-type: none"> ● 魚種毎の実際の産卵場所、底質、植生等の確認調査が必要である。 理由：琵琶湖生物調査団の調査からほぼ40年が経過し、湖岸堤の建設やオクチバス、ブルーギル等外来魚の侵入により、在来魚類の産卵環境は著しく変化している。現在、どの魚種がどの地域で、どれ位の水深のどのような底質、植生の環境で実際に産卵しているのかという情報は極めて限られている。そのような情報なしに、魚類の産卵適地を単にヨシ帯の面積だけで推測して、精度高い保全策を検討できるとは思えない。どの魚種が琵琶湖のどの地域で、どれ位の水深のどのような底質、植生の環境で実際に産卵しているのかという情報を、早急に調査する必要がある。 その際、降雨量の多い年(2003年のような)とそうでない年とで魚類の産卵生態が異なる可能性が高いので、複数年の調査が必要である。 	西野 麻知子
							●	別紙参照 コメント1	水山 高久
							●	効果不明	和田 英太郎

旧シートNo.	現シートNo.	章項目	事業名	河川名	関連部会	実施／ 検討	第2稿 意見	意見	委員
								<p>・現状の課題の一つに、「狭窄部上流(亀岡地区)の浸水被害」が挙げられている。</p> <p>・調査検討の方針の一つに、「狭窄部の開削を当面できないことから保津峡上流の亀岡地区の浸水被害の解消を図る必要があり、日吉ダム of 治水容量を増量することにより浸水被害の軽減を図るためには、利水容量を大戸川ダムに振り替えることが有効である。」と提起されている。</p> <p>・具体的な調査検討内容の一つとして、「日吉ダム利水容量の一部を大戸川ダムに振り替えることによる日吉ダムの治水強化の調査検討」が提起されている。</p> <p>● 亀岡地区の浸水被害の軽減策としては、現在の日吉ダムの治水機能による治水調整と、京都府による河川整備が進められてきたことにより、浸水面積、浸水家屋は減少してきており、今後さらに遊水地の整備等が進展すれば、現ダムの治水機能の強化は不必要と思われる。そこで、当該計画は、以下に記す理由により妥当性に欠けた非現実的なものと断定せざるを得ない。</p> <p>①この振り替え計画は、大戸川ダム建設を当然の前提としており、計画自体が大戸川ダム建設の有効条件に加えられている感が強い。</p> <p>②日吉ダムの利水機能を大戸川ダムに振り替えるとしても、濁水状態の続く日吉ダムの利水機能を大戸川ダムに振り替えることが、現実にも可能かどうか疑問である。</p> <p>③日吉ダムの利水機能を大戸川ダムに振り替えることで、三川合流より下流の利水が確保されても、日吉ダムから三川合流までの流量の減少で、桂川流域の河川環境を悪化させる恐れがあり、濁水時においては、なおさら問題である。</p> <p>日吉ダムからの利水振替は大戸川ダム建設の有効条件とはならない</p>	渡辺 賢二
(ダム-8)	ダム-8	5.7.2	各ダムの調査検討内容	琵琶湖水位低下抑制対策	大戸川ダム	琵琶		可	尾藤 正二郎
								OK	水山 高久
								可	米山 俊直
								(否)計画策定時のダム目的から変更されてきた理由と経緯の記述が必要。又、計画変更後の振替計画を実現するために新しいダムをつくる発想は安易であります。琵琶湖流域の濁水時期に大戸川だけに水がある保証の記述が必要。	田中 真澄
							●	琵琶湖流域の濁水時期に大戸川だけに水がある保証の記述が必要。	田中 真澄

旧シートNo.	現シートNo.	章項目	事業名	河川名	関連部会	実施／ 検討	第2稿 意見	意見	委員
								琵琶湖水位低下抑制対策→不可 はたして、大戸川ダムが記載のとおり水位低下抑制できるとは考えにくい。 水位を保つために何でもいから水を足せばいいという発想がおかしい。水質 はじめ大事な環境面のことが全く触れられていない。15,000万㎡の水量が必要 としているが、そもそもダムの水は富栄養化した水であり、いつも貯留していると は限らない。渇水期はどこも水が無いのが常識であり話になりたない。 むしろ、瀬田川洗堰の水位操作規則の見直しが必要。	寺川 庄蔵
								検討で可 ・環境30の検討と連携した体制をとること。	西野 麻知子
								琵琶湖水位低下抑制対策はどのような費用負担になるのか？	仁連 孝昭
								夏期制限水位の弾力的見直しはありうるか。	池淵 周一
								計画・事業中のダムを前提とした既設ダムの治水・利水容量の振り替えなどの 目的変更は「調査・検討」の結果をまっけて慎重に検討すべきである。	川上 聡
								検討すべし。丹生ダムはまだ考慮の対象に入れる必要ない。	倉田 亨
								最善、最適な対策としては疑問な点や問題点が多く、十分な調査と検討が不可 欠。「社会的合意」と実施は遠いものと思われる。	塚本 明正
								ダム建設の代替案を十分検討された後にダム建設の是非が判断されよう。そ の後に示された整備内容の評価が可能になる。なお、これに関しては淀川水系 のみならず関わる流域住民の合意形成をはからなければならないことはいま でもない。	三田村 緒佐 武
								効果不明	和田 英太郎

旧シートNo.	現シートNo.	章項目	事業名	河川名	関連部会	実施／ 検討	第2稿 意見	意見	委員
								<p>2/4 琵琶湖の急速な水位低下の抑制策の調査検討 中段のイメージ図において ・産卵適地と水位の関係の調査 (理由:水位が問題になっているから)</p> <p>● 中段のイメージ図において ・丹生ダムと大戸川ダムに建設費を記入 (理由:費用対効果の検討資料とするため)</p> <p>3/4 振替補給による効果の魚類の産卵・ふ化への影響を軽減するための代替案の検討 (理由:代替案が水位との関連のみではないので)</p>	川端 善一郎
								<p>〈(ダム-8)の調査・検討の内容の不明示の不親切さ〉 琵琶湖の水位低下長期化を軽減するのに必要な補完流入水量の季節量と、それを果たさせる貯留水量を分担するダムの季節的供給必要水量を明示し、瀬田川水路への補完水放流によって湖面水位回復の期待を計画通り果たせるかどうかの説得性のあるデータを提示することと併せて、その貯留に伴う必要容量のダム構築に伴う社会的資産水設による社会的経済的影響および陸棲・水棲生物の多様性保全への影響を調査する必要がある。その結果、湖水位回復効果によって得られる社会的経済的および生物多様性保全面での替え難い得策となることを明らかにしうるものでなければならない。その検討のために必要な調査項目として何を考えているか位は明示しなければならぬだろう。調査への協力を求め、計画への理解を広く求める上からもそれが望まれる。この項目見出しが「ダムの調査検討内容」とある以上、その内容明示は当然のことだろう。</p>	倉田 亨
								<p>● はたして、大戸川ダムが記載のとおり水位低下抑制できるとは考えにくい。水位を保つために何でもいから水を足せばいいという発想がおかしい。大事な水質はじめ環境面のことが全く触れられていない。15,000万㎡の水量が必要としているが、そもそもダムの水は富栄養化した水である。</p>	寺川 庄蔵

旧シートNo.	現シートNo.	章項目	事業名	河川名	関連部会	実施／ 検討	第2稿 意見	意見	委員
								<p><琵琶湖水位低下抑制対策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大戸川ダムを建造すれば容量振り替えて水位低下抑制できることを机上計算で示すことは最も安易な発想で、「ダム以外に実行可能で有効な方法を客観的に示す」ことを求めている提言の趣旨からすれば、検討優先度としては非常に低い。水位を保つために何でもいから水を足せばいいという発想と受けとめられかねない。 ・ 15,000万m³の水量が必要としているが、振り替えて流す必要のある時点でそれだけの水量を確保できるとする説得力のある解析が示されていないのみならず、その時期のダムの水質はきわめて高い確率で富栄養化しているはずであるなど、大事な水質はじめ環境面のことが全く触れられていない。 	中村 正久
							●	効果不明	和田 英太郎
(ダム-9)	ダム-9	5.7.2	各ダムの調査検討内容	日吉ダム治水強化	大戸川ダム	琵琶・淀		検討すべし。	倉田 亨
								可	尾藤 正二郎
								可	米山 俊直
								(否)計画策定時のダム目的から変更されてきた理由と経緯の記述が必要。又、計画変更後の振替計画を実現するために新しいダムをつくる発想は安易であります。琵琶湖流域の渇水時期に大戸川だけに水がある保証の記述が必要。	田中 真澄
							●	整備計画の中で保津峡の開削計画があるのであれば日吉ダムの振替は必要なくなり、大戸川は不要になりますが、それでも必要ならその記述が必要。	田中 真澄
								<p>異議あり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 日吉ダムの利水機能の振替えと大戸川ダム建設とがセットされているようであるが、日吉ダムの利水の十分な調査がまず必要で、安易な振替えには疑問がある。 2. 日吉ダムの利水機能を全面的に大戸川ダムに振り替えると、渇水期には、三川合流までの流量が減少して、河川環境の悪化を招く恐れがある。 3. 亀岡地区の治水事業との関連で、日吉ダムの治水機能の調査検討も必要である。 	田村 悦一
								治水容量増大が亀岡地区の浸水被害軽減にどの程度の効果をもたらすか。3/4のダムサイトの流量減だけではよくわからない。	池淵 周一
								計画・事業中のダムを前提とした既設ダムの治水・利水容量の振り替えなどの目的変更は「調査・検討」の結果をまっけて慎重に検討すべきである。	川上 聡

旧シートNo.	現シートNo.	章項目	事業名	河川名	関連部会	実施／ 検討	第2稿 意見	意見	委員
								最善、最適な対策としては疑問な点や問題点が多く、十分な調査と検討が不可欠。「社会的合意」と実施は遠いものと思われる。	塚本 明正
								ダム建設の代替案を十分検討された後にダム建設の是非が判断されよう。その後示された整備内容の評価が可能になる。なお、これに関しては淀川水系のみならず関わる流域住民の合意形成をはからなければならないことはいうまでもない。	三田村 緒佐 武
								効果不明	和田 英太郎
								①この振り替え計画は大戸川ダム建設を当然の前提としており、計画自体が大戸川ダム建設の有効条件に加えられている感が強い。 ②日吉ダムの利水機能を大戸川ダムに振り替えるとしても、渇水状態の続く日吉ダムの利水機能を大戸川ダムに振り替えることが現実的に可能かどうか疑問である。 ③日吉ダムの利水機能を大戸川ダムに振り替えることで、三川合流より下流の利水が確保されても、日吉ダムから三川合流までの流量の減少で、流域の河川環境を悪化させる恐れがある。	渡辺 賢二
								日吉ダムの利水機能を大戸川ダムへ振り替えて日吉ダムの治水機能を強化することには異論がある。 ● ①日吉ダム設置が社会的に合意されるかどうか ②亀岡地区の治水事業との関連において、日吉ダムの治水機能をこのような方で強化する必要性？ ③日吉ダムの利水機能の振り替えによる、三川合流地点までの流量の減少による環境悪化	田村 悦一
								● 効果不明	和田 英太郎

旧シートNo.	現シートNo.	章項目	事業名	河川名	関連部会	実施／ 検討	第2稿 意見	意見	委員
								<p>・現状の課題の一つに、「狭窄部上流(亀岡地区)の浸水被害」が挙げられている。</p> <p>・調査検討の方針の一つに、「狭窄部の開削を当面できないことから保津峡上流の亀岡地区の浸水被害の解消を図る必要があり、日吉ダム治水容量を増量することにより浸水被害の軽減を図るためには、利水容量を大戸川ダムに振り替えることが有効である。」と提起されている。</p> <p>・具体的な調査検討内容の一つとして、「日吉ダム利水容量の一部を大戸川ダムに振り替えることによる日吉ダムの治水強化の調査検討」が提起されている。</p> <p>● 亀岡地区の浸水被害の軽減策としては、現在の日吉ダムの治水機能による治水調整と、京都府による河川整備が進められてきたことにより、浸水面積、浸水家屋は減少してきており、今後さらに遊水地の整備等が進展すれば、現ダムの治水機能の強化は不必要と思われる。そこで、当該計画は、以下に記す理由により妥当性に欠けた非現実的なものと断定せざるを得ない。</p> <p>①この振り替え計画は、大戸川ダム建設を当然の前提としており、計画自体が大戸川ダム建設の有効条件に加えられている感が強い。</p> <p>②日吉ダムの利水機能を大戸川ダムに振り替えるとしても、渇水状態の続く日吉ダムの利水機能を大戸川ダムに振り替えることが、現実に可能かどうか疑問である。</p> <p>③日吉ダムの利水機能を大戸川ダムに振り替えることで、三川合流より下流の利水が確保されても、日吉ダムから三川合流までの流量の減少で、桂川流域の河川環境を悪化させる恐れがあり、渇水時には、なおさら問題である。</p> <p>大戸川ダムへの利水振替は、非現実的であり、代替案を検討すべき</p>	渡辺 賢二
(ダム-10)	ダム-10	5.7.2	各ダムの調査検討内容	環境等の諸調査	大戸川ダム	琵琶・淀		検討を十分に。	倉田 亨
								可	尾藤 正二郎
								可	米山 俊直
								(否)計画策定時のダム目的から変更されてきた理由と経緯の記述が必要。又、計画変更後の振替計画を実現するために新しいダムをつくる発想は安易であります。琵琶湖流域の渇水時期に大戸川だけに水がある保証の記述が必要。	田中 真澄

旧シートNo.	現シートNo.	章項目	事業名	河川名	関連部会	実施／ 検討	第2稿 意見	意見	委員
								大戸川ダムの環境等諸調査→検討に値しない。 (理由)調査検討の方針で「貯水池の規模の見直しならびに貯水池運用の変更に伴う・・・」とあるが、そもそも規模、運用をどのように変更するのか明確になっていないにもかかわらず、先に進めるというのは基本的に意見書の趣旨に反する考え方である。	寺川 庄蔵
								環境面からすれば、ダム建設はかなり困難な状況にあると判断される。	渡辺 賢二
								「提言」をふまえた事業計画の検討を行う。具体的検討項目として、ダム貯水池規模、運用、選択取水施設、流砂バイパス概略設計による動植物への影響のシミュレーションも行う。	川端 善一郎
								2/4,3/4 に示された生物調査の結果はダム建設を諦めざるを得ないことを表しているが、どう考えるのか？	有馬 忠雄
								ダム建設の代替案を十分検討された後にダム建設の是非が判断されよう。その後示された整備内容の評価が可能になる。なお、これに関しては淀川水系のみならず関わる流域住民の合意形成をはからなければならないことはいまでもない。	三田村 緒佐武
								● シート上で見るだけでも、ダム建設を諦めざるを得ない環境であることがよく分かった	有馬 忠雄
								● 検討に値しない。 (理由)現状の課題で「貯水池の規模、運用の変更に伴い、・・・」とあるが、そもそもなぜ規模、運用を変更するのか明確になっていないにもかかわらず、先に進めるというのはナンセンスであり、基本的に提言の趣旨に反する考え方である。	寺川 庄蔵
								● 提言で言う「ダム以外に実行可能で有効な方法がないということが客観的に認められ、社会的合意が得られた」と判断した上での検討ということか、とりあえず検討しておくということが分からないので明らかにされたい。 (理由)現状の課題で「貯水池の規模、運用の変更に伴い、・・・」とあるが、そもそもなぜ規模、運用を変更するのか明確になっていないにもかかわらず、検討を先に進めるのは上記のいずれかの場合だが、どちらか不明でコメントできない。	中村 正久
(ダム-11)	ダム-11	5.7.2	各ダムの調査検討内容	天ヶ瀬ダム再開発事業	天ヶ瀬ダム再開発事業	琵琶・淀		検討すべし。	倉田 亨
								可	尾藤 正二郎
								可	米山 俊直

旧シートNo.	現シートNo.	章項目	事業名	河川名	関連部会	実施／ 検討	第2稿 意見	意見	委員
								ダム建設との関わりにおいて評価されるべき。現段階では評価・判断できない。	三田村 緒佐武
								代替案のさらなる検討が必要	和田 英太郎
								放流能力増大にともなう貯水池運用の変更とはどのようなものになるのか。	池淵 周一
								最適、最善な対策として疑問点、問題点が多く、十分な調査と検討が必要	塚本 明正
								天ヶ瀬ダム再開発事業→調査検討で可 琵琶湖の漁業および生態系に重大な影響を与える可能性がある。また、琵琶湖岸の浸水被害は補償等の検討が必要である。	寺川 庄蔵
								● 生物の生息環境として重要な内湖、湿地帯の復元にあたっては、生物多様性維持の観点からはできるだけ大面積の湿地帯を復元することが望ましい。また早崎干拓地等既存の湿地帯ではシードバンクとしての機能が期待されることから、既存湿地帯の復元も視野に入れるべきである。また環境 旧-55, 56に書いた外来種対策も同時に行う必要がある。	西野 麻知子
								● 代替案のさらなる検討が必要	和田 英太郎
(ダム-12)	ダム-12	5.7.2	各ダムの調査検討内容	天ヶ瀬ダム放流能力増大方策として既存施設を活用した方法の検討	天ヶ瀬ダム再開発事業	琵琶・淀		検討に価するだろう。	倉田 亨
								可	寺川 庄蔵
								可	仁連 孝昭
								可	尾藤 正二郎
								OK	水山 高久
								可	米山 俊直
								仮排水路(堤外)の利用、改良を本格的に検討。旧志津川発電所導水路を排砂施設として利用できないかはおもしろい。ぜひ検討を。	池淵 周一
								検討で可 ・環境30の検討と連携した体制をとること。	西野 麻知子
								詳細に検討されるべき。	三田村 緒佐武
								● 単なるリストでは、生態系の価値評価はできない。	谷田 一三

旧シートNo.	現シートNo.	章項目	事業名	河川名	関連部会	実施／ 検討	第2稿 意見	意見	委員
(ダム-13)	ダム-13	5.7.2 各ダムの調査検討内容	放流方法の変更に伴う環境への影響および貯水池運用の変更に伴う環境等の諸調査	天ヶ瀬ダム再開発事業	琵琶・淀			検討に価するだろう。	倉田 亨
								可	寺川 庄蔵
								可	仁連 孝昭
								可	尾藤 正二郎
								OK	水山 高久
								可	米山 俊直
								水位変動による影響、放流量増による影響などにかかわる生物調査の内容がどのようなものかを考えているのか分からない。2/4 に示されたような生物種のリスト作成を調査内容とは考えないでほしい。	有馬 忠雄
								検討で可 ・環境30の検討と連携した体制をとること。	西野 麻知子
								関電喜撰山揚水発電所と天ヶ瀬ダム湖との水の出入れはダム湖の水質改善に機能していないか。	池淵 周一
								詳細に検討されるべき。	三田村 緒佐武
							●	別紙参照 コメント1	水山 高久
(ダム-14)	ダム-14	5.7.2 各ダムの調査検討内容	川上ダム建設事業	川上ダム	淀			可	米山 俊直
								大改訂：淀川部会からの意見(9月5日委員会提出)にそった見直しを行うことを明記する。	原田 泰志
								● ダム地点から、岩倉峡までに4つの河川が流入しており、治水上、効果があるのかどうか、この4つの上流保全や流量関連が記述されていない。ダム上流の保全機能も記述されていない。	田中 真澄
								予算はあるのか。建設の理由をもっと明確に。	和田 英太郎
								オオタカやオオサンショウウオだけが予定地周辺の生物ではない。水没してしまう生物環境の実態を調べておく必要がある。真の環境保全策はそこから生まれるはずである。	有馬 忠雄

旧シートNo.	現シートNo.	章項目	事業名	河川名	関連部会	実施／ 検討	第2稿 意見	意見	委員
								ダム建設は自然環境および地域社会へ及ぼす不可逆的な影響が大きいため建設しないことが至当。オオサンショウウオの棲息している河川は食餌から繁殖に至るすべての棲息環境をまるごと保全すべきである。このことからできるだけ河川改修などの人為、ダム建設などによる壊滅的ダメージは避けることが基本である。「天然記念物」を尊敬・尊重して末永く伝えることは現代に生きる我々の使命である。	川上 聡
								代替案の検討が先でしょう。	倉田 亨
								最適、最善な対策として疑問点が多く、十分な調査と検討が必要	塚本 明正
								別紙参照	尾藤 正二郎
								ダム建設の代替案を十分検討された後にダム建設の是非が判断されよう。その後示された整備内容の評価が可能になる。なお、これに関しては淀川水系のみならず関わる流域住民の合意形成をはからなければならないことはいうまでもない。	三田村 緒佐武
								● オオタカ、オオサンショウウオの保全対策モニタリングはどうなっているのか	有馬 忠雄
								● 別紙参照 コメント1	水山 高久
								● 予算はあるのか。建設の理由をもっと明確に。	和田 英太郎
(ダム-15)	ダム-15	5.7.2	各ダムの調査検討内容	貯水池規模の見直し並びに貯水池運用の変更に伴う貯水池周辺やダム下流に与える生物環境等の調査・検討	川上ダム	淀		調査・検討進めるべし。	倉田 亨
								賛成。＜埋田＞最適、最善な対策として疑問点が多く、十分な調査と検討が必要	塚本 明正
								可	米山 俊直
								検討はしておく。	和田 英太郎
								「川上ダム周辺で生息・生育を確認した動植物の種類(2/4)」は何を示そうとしているのか分からない。これだけの生きものが水没してしまうのか、建設に先立って調べておく環境調査の内容がこの程度なのか？環境調査・生物調査の概念が不十分に思われる。(3/4)の保全対策の殆どはモニタリング調査結果を待たねば、保全策たりうるかどうか不明である。	有馬 忠雄
								調査検討を行う期間はこれぐらいでやれるか。	池淵 周一

旧シートNo.	現シートNo.	章項目	事業名	河川名	関連部会	実施/ 検討	第2稿 意見	意見	委員
								別紙参照	尾藤 正二郎
								詳細に検討されるべき。	三田村 緒佐武
							●	オオタカ、オオサンショウウオの保全対策モニタリングはどうなっているのか	有馬 忠雄
							●	こんなリストではなにも判らないし、本当に真面目に調査をしてきたのか？	谷田 一三
							●	検討はしておく。	和田 英太郎
(ダム-16)	ダム-16	5.7.2 各ダムの調査検討内容	貯水池規模の見直し並びに貯水池運用の変更に伴う水質への影響の調査・検討	川上ダム	淀			実施可。	川端 善一郎
								調査・検討進めるべし。	倉田 亨
								可	米山 俊直
								検討はしておく。	和田 英太郎
								流入源対策は。	池淵 周一
								コメント:シミュレーション結果のうちSSについてのものが第二稿と異なっている(ダムなしのときの値が約半分になっているように見える)。こちらが正しいと思ってよいのですか？	原田 泰志
								別紙参照	尾藤 正二郎
								詳細に検討されるべき。	三田村 緒佐武
							●	見通しが甘いのでは。現在の高山ダムほどでないでしょうか？	谷田 一三
							●	検討はしておく。	和田 英太郎
(ダム-17)	ダム-17	5.7.2 各ダムの調査検討内容	丹生ダム建設事業	丹生ダム	琵琶			可	尾藤 正二郎
								OK	水山 高久
								可	米山 俊直
								ダム建設は自然環境および地域社会へ及ぼす不可逆的な影響が大きいため建設しないことが至当。	川上 聡
								調査検討項目に1)姉川ダムの放流量調整による瀬切れ解消の実験の検討を加える。2)湛水による渓谷の消失に伴う生物群集への影響の評価を行う。	川端 善一郎

旧シートNo.	現シートNo.	章項目	事業名	河川名	関連部会	実施／ 検討	第2稿 意見	意見	委員
								検討で可 ・環境30の検討と連携した体制をとること。	西野 麻知子
								丹生ダムによる水位低下抑制効果がどれだけあるのか、降雨データによるシミュレーションにより、必要なときに貯水量が得られるかどうかの検討が必要。また、琵琶湖水位低下抑制対策はどのような費用負担になるのか？	仁連 孝昭
								流入源対策は、丹生ダムの当初かかっていた渴対容量から生態系影響抑制への転換を何故やるのかもっと説明を。補給が副次的に取水制限や維持流量の削減を遅らせる効果があると見るのか。	池淵 周一
								代替案が優先検討されるべし。	倉田 亨
								最適、最善な対策として疑問点、問題点が多く、充分な納得できる調査と検討が不可欠と思われる。また、「社会的合意」と実施は遠いものとも考えられる	塚本 明正
								調査検討可 琵琶湖の環境改善は期待できない。むしろ、悪化するだろう。 具体的な調査検討内容では、滋賀県の整備計画との整合を図る。とあるが、特に治水および地域振興について協議し、事業の調査検討を進める必要が大事。	寺川 庄蔵
								ダム建設の代替案を十分検討された後にダム建設の是非が判断されよう。その後示された整備内容の評価が可能になる。なお、これに関しては淀川水系のみならず関わる流域住民の合意形成をはからなければならないことはいうまでもない。	三田村 緒佐武
								1/8 ●調査検討の方針 ・姉川ダムの放流量調整による姉川の瀬切れ解消の問題点と実績を踏まえて、瀬切れを生じさせない河川流量の確保を図る。 (理由: 姉川での実験放流が参考になるので) 6/8 ●整備効果 ・丹生ダムからの琵琶湖への補給により、急激な水位低下を抑制できる。 →下流放流時期を早めることで対応できないのか？	川端 善一郎
								●別紙参照 コメント6 別紙参照 コメント7	倉田 亨
								●「琵琶湖部会意見(2003.10.14 琵琶湖部会検討会 資料)」参照	寺川 庄蔵
								●別紙参照 コメント5	西野 麻知子

旧シートNo.	現シートNo.	章項目	事業名	河川名	関連部会	実施／ 検討	第2稿 意見	意見	委員
							●	別紙参照 コメント1	水山 高久
(ダム-18)	ダム-18	5.7.2 各ダムの調査検討内容	琵琶湖の水位低下抑制のための丹生ダムからの補給による効果等についての調査検討	丹生ダム	琵琶			可	尾藤 正二郎
								可	米山 俊直
								実施可。ただし、調査・検討期間が1年では不十分。	川端 善一郎
								湖水低下の原因・対策をもっと幅広く検討することが先です。	倉田 亨
								詳細な検討実施可 ダムを水位低下抑制方策と考えたこと自体に問題がある。ダムによる新たな生態系破壊をいかに考えるのか。	寺川 庄蔵
								ダム建設に至るかに関わらず検討しておかなければならない課題である。とくに琵琶湖環境に与える影響を詳細に明らかにする必要がある。なお、本来的には、ダム建設の代替案を十分検討された後にダム建設の是非が判断されよう。その後示された整備内容の評価が可能になる。なお、これに関しては淀川水系のみならず関わる流域住民の合意形成をはからなければならないことはいうまでもない。	三田村 緒佐武
								● 別紙参照 コメント8	倉田 亨
								● 別紙参照 コメント1	水山 高久
(ダム-19)	ダム-19	5.7.2 各ダムの調査検討内容	琵琶湖の水位低下抑制のための丹生ダムからの補給による効果と、その自然環境に及ぼす影響についての調査検討	丹生ダム	琵琶			可	仁連 孝昭
								可	尾藤 正二郎
								OK	水山 高久
								可	米山 俊直
								検討はまだ早い。否	倉田 亨

旧シートNo.	現シートNo.	章項目	事業名	河川名	関連部会	実施／ 検討	第2稿 意見	意見	委員
								<p>検討で可</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「具体的な調査検討内容」のなかに、丹生ダムへの貯水のため、冬期に姉川から琵琶湖に流入する河川水量の減少が琵琶湖の水質、特に深底部の酸素供給に与える影響について、現地調査および水理モデルから検討を行うことを追加する。 <p>理由:「整備による影響②」では、姉川流量と溶存酸素量の関係のみを上げているが、気候変動(暖冬かどうか)等他の要因の分析が行われておらず、これまでの流域委員会での河川管理者側の説明も含め、科学的に説得力のあるデータが出されていないので、この問題について専門家を含めた詳細な検討が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「今後の調査、検討内容 1」の調査検討年度を延長する必要がある。 <p>理由:コイ科魚類の産卵状況調査期間は平成15年のみとなっているが、平成15年は近年になく春から夏にかけての降雨量が多く、コイ科魚類の産卵遡上が多かったと考えられる。近年の小雨化傾向のなかで降雨量の多かった平成15年の結果だけで魚類の産卵等の影響予測を行うと、誤った結論に導かれる可能性がある。したがって複数年、特に降雨量の少ない年に同様の調査を行い、結果を比較することで、より精度の高い検討を行うことが可能になると考えられることから、少なくとも魚類の産卵については平成16年度(4-8月)にも補足調査を行うべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境30の検討と連携した体制をとること。 	西野 麻知子
								下流住民として、丹生ダムによる琵琶湖の環境の変化が心配です。慎重に検討していただきたい。	細川 ゆう子
								環境調査項目および内容の検討を行うべき。1999年の環境影響評価法の施行以後の環境アセスメントの考え方が以前とは異なっている。2000年の新環境基本計画では戦略的環境アセスメントを行うこととしている。実施・検討している保全対策について、すべての項目に対して実施か検討を銘記すべき。	川端 善一郎
								<p>調査検討可</p> <p>ダム建設に伴う自然環境破壊と琵琶湖の致命的な水質悪化というダブルパンチを食らわすことになる可能性が大であり、十分な調査検討が必要。基本的に琵琶湖の水位をダムによって調整するという発想そのものに問題がある。できる限り自然な形に戻そうというのが提言であり、琵琶湖の急速な水位低下の原因は水位操作によって起こっておりそこをいかに改めるべきかである。</p>	寺川 庄蔵

旧シートNo.	現シートNo.	章項目	事業名	河川名	関連部会	実施／ 検討	第2稿 意見	意見	委員
								ダム建設に至るかに関わらず検討しておかなければならない課題である。とくに琵琶湖環境に与える影響を詳細に明らかにする必要がある。なお、本来的には、ダム建設の代替案を十分検討された後にダム建設の是非が判断されよう。その後示された整備内容の評価が可能になる。なお、これに関しては淀川水系のみならず関わる流域住民の合意形成をはからなければならないことはいうまでもない。	三田村 緒佐武
							●	別紙参照 コメント8	倉田 亨
							●	「琵琶湖部会意見(2003.10.14 琵琶湖部会検討会 資料)」参照	寺川 庄蔵
							●	1. 丹生ダムによる水供給で、琵琶湖水位の著しい低下はある程度緩和されると期待される。しかし、見直し案では季節的水位変動パターンに変更がないため、それによってコイ科魚類の産卵環境が改善されることは期待できない。 2. また琵琶湖周辺にある県や農水省の既設ダムによる琵琶湖、淀川への水位確保についても直轄、非直轄エリアとの整合性のもとに検討すべきである。 3. モニタリングについて 降雨量の多い年(2003年)と少ない年とでは、魚類の産卵生態に違いが見られる可能性が極めて高いことから、試験運用と連動させた在来魚の産卵生態のモニタリングについては、降雨量の多い年(2003年)と降雨量の少ない年の複数年のデータをとる必要がある。	西野 麻知子
(ダム-20)	ダム-20	5.7.2	各ダムの調査検討内容	貯水池規模の見直し並びに貯水池運用の変更に伴う貯水池周辺やダム下流に与える影響をはじめ生物環境等の調査検討	丹生ダム	琵琶		可	尾藤 正二郎
								OK	水山 高久
								可	米山 俊直
								検討はまだ早い。否	倉田 亨

旧シートNo.	現シートNo.	章項目	事業名	河川名	関連部会	実施／ 検討	第2稿 意見	意見	委員
								丹生ダムの生物環境等の諸調査→検討に値しない。 (理由)調査検討の方針で「貯水池の規模の変更によって必要となる調査検討を実施する。・・・」とあるが、そもそも規模、運用をどのように変更するのか明確になっていないにもかかわらず、先に進めるというのは基本的に意見書の趣旨に反する考え方である。	寺川 庄蔵
								生物環境調査内容の再検討を加える。	川端 善一郎
								検討で可 ・環境30の検討と連携した体制をとること。	西野 麻知子
								貯水池容量を決める利水量の精査確認を先行させる。	仁連 孝昭
								ダム建設に至るかに関わらず検討しておかなければならない課題である。なお、本来的には、ダム建設の代替案を十分検討された後にダム建設の是非が判断されよう。その後に示された整備内容の評価が可能になる。なお、これに関しては淀川水系のみならず関わる流域住民の合意形成をはからなければならないことはいうまでもない。	三田村 緒佐 武

旧シートNo.	現シートNo.	章項目	事業名	河川名	関連部会	実施／ 検討	第2稿 意見	意見	委員
(ダム-20)	ダム-20	5.7.2	各ダムの調査検討内容	貯水池規模の見直し並びに貯水池運用の変更に伴う貯水池周辺やダム下流に与える影響をはじめ生物環境等の調査検討	丹生ダム	琵琶	<p>1/4</p> <ul style="list-style-type: none"> ●具体的な調査検討内容 ・丹生ダムからの琵琶湖環境改善のための補給および～ ・利水 ・治水 ・瀬切れ ・自然環境 <p>(理由:丹生ダムの建設目的すべてに関係するので)</p> <p>2/4</p> <ul style="list-style-type: none"> ●環境調査実施状況 (表のH11に矢印で)環境影響評価法施行 (理由:閣議アセス(1984)とは質に異なり、2000年の新環境基本計画では戦略的環境アセスを行うとしているため) <p>3/4</p> <ul style="list-style-type: none"> ●保全対策の検討 (丹生ダムで実施・検討している保全対策の表について) 実施、または検討を全ての項目について記入する (理由:実施と検討の区別がつかないから) <p>4/4</p> <ul style="list-style-type: none"> ●今後の調査・検討内容 1. 貯水池規模の変更によって必要となる調査検討を実施する。 ①貯水池周辺についての環境への影響 動物、植物等の調査 ②姉川・高時川(2. ②を挿入) ③琵琶湖への影響 ④治水 ⑤利水 (理由:規模の変更によって影響を受ける項目は動植物のみではないから) ・丹生ダムと琵琶湖の環境改善が問題となっているから) 	川端 善一郎	
							<ul style="list-style-type: none"> ●〈丹生ダム計画の調査・検討2〉について 設計通りでは、「湖面水位低下抑制」を果たせなかった場合のダム規模の修正およびダム放水操作の変更に伴う諸環境への調査をあげているが、これも、丹生ダムが不十分な計画であっても「とりあえず造ってみて・・・」という姿勢であることの証左とも受け取れ、琵琶湖水位低下抑制目的はダム増設のための口実に使われたのかと疑いたくもなると言えなくもない。 	倉田 亨	
							<ul style="list-style-type: none"> ●検討に値しない。 (理由)現状の課題で「貯水池の規模、運用の変更に伴い、・・・」とあるが、そもそもなぜ規模、運用を変更するのか明確になっていないにもかかわらず、先に進めるとするのはナンセンスであり、基本的に提言の趣旨に反する考え方である。 <p>「琵琶湖部会意見(2003.10.14 琵琶湖部会検討会 資料)」参照</p>	寺川 庄蔵	

旧シートNo.	現シートNo.	章項目	事業名	河川名	関連部会	実施／ 検討	第2稿 意見	意見	委員
								<ul style="list-style-type: none"> ・提言で言う「ダム以外に実行可能で有効な方法がないということが客観的に認められ、社会的合意が得られた」と判断した上での検討ということか、とりあえず検討しておくということかが分からないので明らかにされたい。 (理由)現状の課題で「貯水池の規模、運用の変更に伴い、…」とあるが、そもそもなぜ規模、運用を変更するのか明確になっていないにもかかわらず、検討を先に進めるのは上記のいずれかの場合だが、どちらか不明でコメントできない。 	中村 正久
(ダム-21)	ダム-21	5.7.2	各ダムの調査検討内容	貯水池規模の見直し並びに貯水池運用の変更に伴う水質への影響の調査検討	丹生ダム	琵琶		実施可。	川端 善一郎
								検討で可	西野 麻知子
								可	尾藤 正二郎
								OK	水山 高久
								可	米山 俊直
								検討はまだ早い。否	倉田 亨
								貯水池容量を決める利水量の精査確認を先行させる。	仁連 孝昭
								ダム建設に至るかに関わらず検討しておかなければならない課題である。とりわけ琵琶湖環境に与える影響を詳細に明らかにする必要がある。なお、本来的には、ダム建設の代替案を十分検討された後にダム建設の是非が判断されよう。その後示された整備内容の評価が可能になる。なお、これに関しては淀川水系のみならず関わる流域住民の合意形成をはからなければならないことはいうまでもない。	三田村 緒佐武
								<ul style="list-style-type: none"> 〈丹生ダム計画の調査・検討2〉について）設計通りでは、「湖面水位低下抑制」を果たせなかった場合のダム規模の修正およびダム放水操作の変更に伴う諸環境への調査をあげているが、これも、丹生ダムが不十分な計画であっても「とりあえず造ってみて…」という姿勢であることの証左とも受け取れ、琵琶湖水位低下抑制目的はダム増設のための口実に使われたのかと疑いたくもなると言えなくもない。 	倉田 亨
								<ul style="list-style-type: none"> 「琵琶湖部会意見(2003.10.14 琵琶湖部会検討会 資料)」参照 	寺川 庄蔵
(ダム-22)	ダム-22	5.7.2	各ダムの調査検討内容	余野川ダム(猪名川総合開発事業)	余野川ダム	猪		可	米山 俊直

旧シートNo.	現シートNo.	章項目	事業名	河川名	関連部会	実施／ 検討	第2稿 意見	意見	委員
								ダム建設は自然環境および地域社会へ及ぼす不可逆的な影響が大きいため建設しないことが至当。	川上 聡
								「異議あり」 ダムによらない対策をもっと多項目設定するべき。 理由: 多田地区浸水被害の軽減と余野川ダムの必要性をリンクする論理は多くの地元住民にとってまったく理解できないだろう。論理構成に無理がないでしょうか？ 例1: 多田地区自体で取り得る方策もある。現在市街地調整地域として保持されている右岸の竹林・田等を買収または指定して、洪水時水位上昇を軽減する施設を構築することの検討。 例2: 多田地区堤防を大臣管理区間並みに強化し破堤の危険を軽減する方策の検討。	畚野 剛
								余野川ダムというよりは、狭窄部の問題という気がしますが、余野川ダムも含め、代替案を並列的に検討しようとする姿勢が評価できます。今後、水需要の精査、住民意見の聴取などとあわせ、さらに検討を慎重に行ってください。	細川 ゆう子
								1. ダムについては、住民意見の聴取を社会的合意形成の重要なものと位置づけ、その取り組み回数、方法(円卓会議形式、ワークショップ形式、現地視察形式など)、開催場所など、積極的取り組みについて、整備シートに記載してほしい。 2. 環境影響などについては、住民などにも積極的に情報提供を求め、住民参加の機会を増やすことを検討する。 氾濫原対策については、住民とともに考え、その普及や推進について、協働して進めていけるフォローアップの体制を検討する。また、これらの普及推進、住民参加について河川レンジャーのかかわれる役割や連携を検討する。	本多 孝
								余野川ダムの代替案検討とあわせ、余野川ダムそのものの治水容量規模とその猪名川下流部の浸水被害軽減効果は、猪名川下流の堤防強化が優先されるが、その時間スパンと浸水被害軽減効果の見積もりは。	池淵 周一
								代替案検討を優先して下さい。	倉田 亨
								今後20～30年の流域再生を見据えたなら、最善、最適な方策として疑問。より十分な調査と検討を願う。また「ダム計画」当初、山を削り、谷を埋める大規模な第三セクターの開発の利水と一体となる事業であり、本「整備計画」に逆行するものである。	塚本 明正
								ダム建設の代替案を十分検討された後にダム建設の是非が判断されよう。その後示された整備内容の評価が可能になる。なお、これに関しては淀川水系のみならず関わる流域住民の合意形成をはからなければならないことはいうまでもない。	三田村 緒佐武

旧シートNo.	現シートNo.	章項目	事業名	河川名	関連部会	実施／ 検討	第2稿 意見	意見	委員
							●	別紙参照 コメント1	水山 高久
(ダム-23)	ダム-23	5.7.2	各ダムの調査検討内容	環境等の諸調査	余野川ダム	猪		可	米山 俊直
								委員会の検討期間が長くなっていることは、評価できます。余野川ダムについては、地元環境の変化が懸念されるので、慎重な検討を望みます。	細川 ゆう子
								1. 動植物・生息・生育の補足環境調査におけるモニタリングなどにおいて、住民参加によってできること、そのほうが効果があるもの、専門家による調査が有効なものなど検討し、住民参加による調査の取り組みを広げる検討をおこなう。 2. 活動拠点・自然環境の価値などは住民参加により検討をおこなう。 3. これらの取り組みに河川レンジャーのかかわれる役割や連携を検討する。	本多 孝
								自然環境の価値評価法を本格的に調査研究を。貯水池周辺の宅地開発がもたらす流入源についてその抑制対策は。	池淵 周一
								代替案検討を優先して下さい。	倉田 亨
								大阪府の委員会と余野川ダムの委員会とが一体化するべきである。	服部 保
								「ダムを中止した場合の跡地の活用も検討すべき」 理由：ダムを作らずに済ませるといふのも基本的な選択肢である。	畚野 剛
								ダム建設の代替案を十分検討された後にダム建設の是非が判断されよう。その後示された整備内容の評価が可能になる。なお、これに関しては淀川水系のみならず関わる流域住民の合意形成をはからなければならないことはいうまでもない。	三田村 緒佐武
(ダム-24)	ダム-24	5.7.2	各ダムの調査検討内容	土砂移動の連続性の確保する方策検討	各ダム	琵琶・淀・猪		重要。直ぐにでも研究・調査を。	倉田 亨
								水質とともに水の「状態(密度・圧力、温度、速度、成分と各分布は一体)」の認識必要。混層流としても。	塚本 明正
								検討で可	西野 麻知子

旧シートNo.	現シートNo.	章項目	事業名	河川名	関連部会	実施／ 検討	第2稿 意見	意見	委員
								<p>ダムの土砂供給分断が、ダムの最下流に位置する琵琶湖や大阪湾の底質に与える影響についても考慮すべきである。</p> <p>ダムに堆積した土砂を下流に運搬する場合、下流のどこにどのようなやり方で土砂を供給するのが土砂移動の連続性を高めるとともに、下流の生物やさらに最下流の琵琶湖や大阪湾の生物に与える影響が最小限になるかについても検討が必要。</p> <p>バイパストネルや排砂ゲートによる土砂移動対策において、選択的にかなり細かい粒子の土砂のみが下流に運搬される可能性がないかどうか、実測に基づいた検討が必要。</p>	西野 麻知子
								可	仁連 孝昭
								可	尾藤 正二郎
								可	米山 俊直
								検討はしておく。	和田 英太郎
								調査検討内容が多く、このスケジュールで影響調査まで含めてできるのか。	池淵 周一
								琵琶湖に供給される土砂量の減少はダムが原因としているが、本来、土砂の供給の多くは河岸段丘の形成にみられるように護岸や河床を侵食することによって確保されていた。しかし、治水のための人工護岸、川幅の拡幅や天井川などの河川形状の変遷によって、護岸や河床からの供給が途絶えたことも土砂量の減少の大きな原因となっている。例えば、これまでに堆積した愛知川ダムの約60万m ³ の土砂を約30km下流の琵琶湖まで敷きつめたら数cmにしかならず、ダムが琵琶湖への土砂の供給を阻害している主たる原因とはいえない。	小林 圭介
								基本的に可 しかし、4つのダム堆砂対策のイメージ図をあげているが、いずれも多くの問題がある対策であり、十分検討しないと取り返しのつかない事態を招きかねない。すなわち、堆砂のヘドロ化、水質汚染・汚濁、高費用、メンテナンスの難しさ、などである。 琵琶湖では浜欠けの原因にもなっており、解決が急がれるが、要はこの面でも新たなダムは造らないほうが良いということである。	寺川 庄蔵
								「可?」。慎重に検討・調査されるべき。	三田村 緒佐武

旧シートNo.	現シートNo.	章項目	事業名	河川名	関連部会	実施／ 検討	第2稿 意見	意見	委員
								<p>〈丹生ダム計画の調査・検討3〉について） 丹生ダム放水に際しての「土砂移動の連続性の確保」の方策を考えたいとする が、放水路は姉川・高時川へと考える前提での話で、漁業等の利用を必須とする 場合と、放水路河川での土砂移動の不連続による流水の円滑を欠く場合の 検討であろうが、「湖面水位低下抑制」という主目的を果たすため、必要とあれ ば、他の諸環境への影響のない新たな暗渠トンネル水路での琵琶湖への直接 給水であってもよく、他利用を必須とすることは考えなくともよく、土砂移動を物 理的に完全排除してもよいのではないか。 ただ、高時川・姉川経由のダムからの放水を計画する場合は、花崗岩質地帯で あることから土砂流の多い河川となり（土砂移動連続性確保にはよいが）魚類 生息条件としては妨適化するだろうが、途中での堆砂が過ぎると瀬切れや洪水 多発の弊害発生を伴う可能性もあり、それらへの対処工夫も必要となろう。</p>	倉田 亨
							●	既設ダムに対する対策もふくめて、実現の具体性は？	谷田 一三
								● 「琵琶湖部会意見(2003.10.14 琵琶湖部会検討会 資料)」参照	寺川 庄蔵
								● 検討はしておく。	和田 英太郎

関連施策シートへの意見

旧シート	現シート	章項目		事業名	河川名	関連部会	実施/ 検討	第2稿 意見	意見	委員
(関連施策-1)	関連施策-1	5.8.1	淀川河川公園	国営公園整備	淀川	淀			可	米山 俊直
									急ぐことはない。十分検討を。	倉田 亨
									1. 河川公園での自然とのふれあい、環境教育など河川レンジャーのできる こと、活動の場、公園管理者との連携・協働の仕組みなど「国営讃岐まんのう公園 のインタープリター」の制度なども参考にしながら、検討してみる。	本多 孝
									自然公園をベースにした見直しが必要	渡辺 賢二
									一級河川敷の年間を通しての次世代の子供達のための理想的都市河川公園 を目標として、公衆便所、各関連省庁の了解のもとにスポーツ施設を含めた多 目的利用を一定の制限のもとに互いに理解し、護りあって利用出来るように、こ こでも流域センター(救護施設)、河川レンジャー(としての人間関係)が必要とな る。	小竹 武
									自然公園をベースにした見直しが必要	渡辺 賢二

別 紙

別紙コメント（各委員コメントのうち、長文コメントは該当欄に「別紙参照」としてあります）

川那部委員	<p>「横断方向の河川形状の修復の（？）検討（家棟川地区 内湖・湿地帯）」[琵琶湖]：検討で可。家棟川河口域の事業は、残念ながら「ビオトープ整備事業」としては成立しない。その問題点のいくつかについては、すでに2000年11月に各方面の十数人の意見をまとめ、手紙のかたちで報告済みなので、ここには繰り返さない。それ以後モニタリングが行われているとあるので、問題点はいつそう明らかになっていると思われる。従って、内湖・湿地帯再生事業を今後進めるための何らかの重要な資料を得ることにはなるであろう。</p> <p>A「横断方向の河川形状の修復を検討（琵琶湖東北地区 内湖復元）」[琵琶湖]：旧早崎内湖干拓地の一部については、滋賀県が減反政策の一環として導水を行っている。家棟川よりもむしろこの方が、内湖・湿地帯の再生事業の一つのパイロットになる可能性がある。従って、少なくとも検討の対象に入れなければならない。</p> <p>B「横断方向の河川形状の修復を検討（琵琶湖東地区 内湖復元）」[琵琶湖]：旧津田内湖干拓地の一部については、近江八幡市が中心になって、滋賀県立大学などが調査をしている。従って、少なくとも検討の対象に入れなければならない。</p> <p>C「横断方向の河川形状の修復を検討（琵琶湖西北地区 水田との関連）」[琵琶湖]：滋賀県（と農林水産省）は現在湖西地区北部において、水田と琵琶湖との連続性確保・再生を模索する事業を開始する機運にある。従って、少なくとも検討の対象に入れなければならない。</p> <p>D「横断方向の河川形状の修復を検討（琵琶湖東南地区 内水路付近）」[琵琶湖]：滋賀県と水資源公団は少なくともある時期、湖岸堤の内側に存在する堤水路などを中心にして、草津川から家棟川までの地域を選んで、沿岸事業を計画していたことがある。従って、現在もその方向が模索されているならば、少なくとも検討の対象に入れなければならない。</p> <p>E「横断方向の河川形状の修復を検討（琵琶湖沿岸各地）」[琵琶湖]：水資源公団は、小規模ながら葉山川河口部において、湖岸の状況を変えて放置する実験を行っている。琵琶湖の各地でこのような小実験を検討し実施することは、意味があると考えられる。従って、少なくとも検討の対象に入れなければならない。</p> <p>F「横断方向の河川形状の修復を検討（琵琶湖沿岸各地）」[琵琶湖]：滋賀県は、いくつかのところで沿岸の「修復」を行っている。国土交通省はこれと主導的に協議し、この内容を具体的に検討し、優れたものについてはそれを推し進める必要がある。従って、少なくとも検討の対象に入れなければならない。</p> <p>G「横断方向の河川形状の修復を検討（琵琶湖沿岸各地）」[琵琶湖]：上記のような、具体的な問題を含め、琵琶湖と陸域との間の移行帯の全面的な保全・復元に向けて、国土交通省が主導的に各省庁・滋賀県等を含めて行うべきである。従って、少なくともその検討・実施を「整備計画の具体的内容シート」においても明示しなければならない。</p>
-------	---

小竹委員

各地域、自治体としての要所に存在させる流域センターに所属させ、河川に対応する仕事をしてもらう人々の名称にする。守備範囲も広く、やりがいのある仕事と言える。

目標：しばらくの間は救急隊、消防隊の仕事の延長とも言える内容もあり、鉄道警察隊的な監視取締の部分、災害救助、突発事故では一般住民・NPOとの協同作業を必要とする。地方自治体との情報交換の場（教育委員会、学校、病院、医療関係の会

A) 失業対策を通しての専門技術者、健康老人等、人員確保

B) 現役としての警察、消防隊からの転職

C) 学校教育を通じての若年層の育成

D) 災害防衛隊の実習、演習場面では自衛隊学校、警察学校、消防学校、陸海空（沿岸警備隊）等の既存施設の一定期間（単位修得のため）利用も考えておく必要がある。

おわりに、国立公園、森林、山岳、河川の保護、監視、維持管理と災害防止、自然保護と救助、未来の宇宙、地球的立場から見た日本国土がどうするべきか。そのモデルとして、一級河川淀川流域を対象として対策をたてる。大きい目標を持った河川レンジャーであってほしい。汽水域も試行的に実施すべきである。

京都地区のモデルが設定され、委員も決めて進められる様である

下流域の高潮・津波の関係する汽水域を目標にした面からの同時進行のモデルが必要と考えます

そのためには行政の枠を超えなければならない

〔淀川流域センター、河川レンジャーに関して〕

第4回住民参加部会（H.15.4.18）資料3 - 2 補足の部分で、6頁～7～8～9頁に渡って参考意見を述べた。今回は9月26日の釧路沖地震（M 8.1）の惨状を目の当たりにして、また、阪神大震災の体験からも、震災、倒壊、火災、断層の地割れ、津波の被害には目に余るものがある。淀川下流部の汽水域の住民としては迅速に対応せねばならないし、何が起こるかわからないだけに、汽水域にも早期の河川レンジャー、流域センターのモデルケースの実行が必要である。H.15.9.16の河川整備計画基礎原案を見ても、今少し関連する、他行政、地域住民、社会を巻き込んだ外側からの具体的な意見、行動対策の強化が必要であり、急がねばならない。

一方、9月26日の滋賀県漁業組合との対話集会に出席、9月23日の淀川区の淀川水フォーラム実行委員会が開催した安土・近江八幡地域の住民の皆さんとの対話からも、我が国の環境・自然破壊、河川・山林・湖・漁業・農業のさんさんたる現状をしらされた。このことから、これ以上の日本国土の荒廃を防がねばならないし、自然災害（地震、台風、火災）に対応をするためにも、流域センター、河川レンジャーの役割に加えて、国土の「山河、森林、水田、湖」を守り、育て、維持する国土守備隊として支え働く若い集団の組織力の追加が必要であると提案する。教育の現場とどのようにつながるかである。

尾藤委員

「提言」ではダムに関し、計画・工事中のものについて「原則として建設しない」とし、代替案の検討のもとダム以外に実行可能で有効な方法がなく、住民の社会的合意が得られた場合にかぎり建設するものとする、とある。

ところが、このシートによると、川上ダムは代替案の項目と同じように、対象の家屋移転、地権者、事業費、計画年数（これまでを含む）などが示されておらず、ダム以外に実行可能な方法がないという比較がしにくい。

ダムは建設自体以外にも地元振興策・環境整備などさまざまな費用が必要で、代替案との比較はむずかしいが、全体として川上ダムの有効性は、「すでに計画され補償がおおむね解決している」から、ということが、大きな根拠とされているように読める。

さらに「提言」では、建設するのに住民の社会的合意をあげているが、この点についての言及がない。補償がおおむね解決していることで社会的合意を得ている、という判断なら、代替案との比較ではその経過説明も必要ではないか。

一方、ダム - 2 の「ダム水源地の活性化に向けた湖面活用や周辺環境整備」では、水没者の移転、代替地や雇用の確保など生活再建に関わる不安や、下流受益地に対する強い不公平感、さらに水質保全、砂防・治山など流域保全を一面的におわされる不満感、その一方で下流受益地では水源地への無関心、理解の不十分さ、などが指摘されている。

これを川上ダム建設で考えるなら、完成してからの話としないで、建設するときから、その上下流の住民理解に向けて「水問題の共有」という今までになかった理念や方法を模索すべきで、今回の「提言」はそのチャンスではないのか。

シートの代替案が上野地域住民に示されたらどんな反応が起きるか。ダムによる水没地の住民のことも理解が始まるかもしれない。青山町関係者は今なお、ダム建設の納得できる説明は受けていないといっているそうだ（新聞報道）。これまでと異なったダム建設をめぐる方向性を見つけない。

本多委員

計画-1(河川レンジャー)に関するコメント

河川レンジャーについては試行されようとしていますが、まず下記の点について課題整理と整備が必要と思われます。

1. 河川レンジャーについては、実施前に検討しておくべき事柄と実践しながら模索・検討していくことがある。その中で、実施前に検討しておくべき課題については、河川ごとの特性や人脈など違いがあることから、すべての河川で河川レンジャーのあり方について早急に検討を開始するとともに他の河川での検討内容を交流しながら行い、早期の河川レンジャー活動を展開できるように特定の地域での試行ではなく全地域で検討を開始し、活動拠点についても並行して検討をおこなってください。

2. 検討に当たっては、宇治川周辺河川レンジャー検討懇話会の取り組みのように各河川でも検討会を設け、公募委員制度の導入、検討会公開、傍聴発言(流域委員会を参考にして)の可能な開かれた検討を進める。また、検討会間の情報交流に努めてください。

3. 河川整備計画におけるどの部分を担う役割か?。基礎原案では、行政と住民との間に介在してコーディネートする、環境教育、文化活動、保護活動の役割、不法投棄監視や河川利用者への安全指導と河川管理行為への支援となっている。さらに治水における自分で守る、皆で守る、地域で守る観点からの住民への普及・啓発・学習や住民参加の活動、水質管理における住民のかかわりなどを普及・啓発・学習する活動と住民参加を促進する活動、渇水におけるライフスタイルの転換・節水意識の普及・啓発・学習、住民参加を促進する活動、河川整備への住民の関心を普及・啓発・学習する活動とともに、住民参加の促進する活動、住民意見をレンジャー活動の中からも聴取・反映できる活動に追加する必要があるのではないのでしょうか。

4. 河川レンジャーの目的を明確化してください。河川整備計画における位置づけを明確にしてください。レンジャーは、普及・啓発・学習促進とともに住民参加の促進にも寄与することを中心に、河川整備計画の環境・治水・利水の全般にわたっての活動が期待されます。新しい整備計画の大切な役割を担います。

5. 3.での役割をおこなうことが河川レンジャーの目的であるとする河川整備計画においては、その実行の中のひとつの役割を遂行することになる。連携をとりながら進められるように河川レンジャーと河川管理者の計画遂行のためのシステムを考えてください。河川レンジャーの組織化(緩やかな連絡協議会など)、定期的な交流・情報交換、協働の取り組み、支援のあり方、拠点の提供などを。

6. その中で河川レンジャーの活動は何か?。具体的活動については、試行しながらの検討を進めてください。河川での自然観察・環境教育、出前講座、ワークショップの開催、イベントの開催など。

7. 河川レンジャーと河川管理者との関係は何か?。任命、登録、委託、委嘱、採用・・・何か。ボランティアか、雇用関係か。河川整備計画シートからの抽出、検討をおこなう。(後に各河川整備シートの中で河川レンジャーのかかわりがあればよいと考えられるものについては、その整備シートのところで論じる。)

8. 河川レンジャー像は何か？。河川レンジャーは、この河川整備計画の枠組みの中の活動であることを理解しているのか。河川整備計画による位置づけなど、お願いする人には、事前に枠組みの理解などの研修・教育が必要ではないか。教育・研修・フォローアップ制度・システムの確立。任命するものはこの研修教育を終了していることが前提。また、どんな能力を持った人が必要か。教育・研修プログラムの作成。最低河川整備計画の枠組みと河川レンジャーの役割を理解していただく研修修了生を任命する。能力や知識、経験があれば誰でもなれるものではなく少なくともこれらの河川整備計画を理解できる教育・研修受講の義務付けを検討する。人材発掘をする際に心がけてください。

9. 発掘するだけでなく、新しい人材を養成する際に、河川レンジャーの目的や河川整備計画の理解とともにレンジャーとして身に付けておくべき・企画力、解説力、コーディネーター力、リーダーとしての能力など、人材育成のカリキュラム・プログラムの作成を、人材育成のプロなども交えて検討してください。また、人材育成のシステムも必要であり、ブラッシュアップやフォローアップして、育てていく、6.3.3制の学校制度のような系統的・継続的システムがなければ人は簡単に育つものではありません。

10. 活動の仕組みは？。活動の範囲、地域、内容は何か。レンジャー個人のプライベートな活動と河川レンジャーとしての正式な活動の区別は？。たとえば猪名川の河川レンジャーは、淀川で活動できるのか。個人の活動、河川レンジャーとしての活動の線引きしてください。何か事故が起こったときに責任の所存を明確にするためにも必要なことです。

11. 河川レンジャーと河川管理者のパートナーシップのあり方は？。河川整備計画の中での河川レンジャーの役割と責務、河川管理者の河川レンジャーへの支援や協働のあり方。物質的、金銭的、理論・知識的、運営的、活動の場の提供・・・の検討。

12. 活動の評価の仕組みを検討してください。

13. 活動継続、任命制度??の任期、継続、罷免、責任、公私の区別・・・などの規約・規程の作成が必要と思われます。これらは、事前に用意し、お願い・任命する際に提示するものである。河川レンジャーなどが集まって組織され、自らが考えなければならぬことと、はじめから管理者側が提示し、施行責任のある側から説明すべきためにまとめておくことが必要である。

計画シートに追加が必要ではないかと思われるもの
住民対話集会をおこなうことが、整備計画基礎原案に書かれている。そして、現実に住民対話集会が、開かれつつある。しかし、その取り組み方について整備シートにない。
提言の趣旨に沿って、整備シートを作りたい。
開き方について、

1. さまざまな地域で開催する。
2. ひとつの地域についても複数実施する。
3. 重要と思われるテーマで行い、複数のテーマを持つ。たとえばダム、河川敷利用。

4．ひとつのテーマについても複数回実施する。

5．議論だけでなく、現場での河川整備についての河川管理者の考え方、必要性・有効性などについての見学、体験、分かち合いなども取り組み、さらには意見対立する住民間のコミュニケーションの円滑化を図るための住民交流なども検討する。住民参加の提言の趣旨を実行していく基本的な現時点での取り組み方策をシートにまとめ提示す。

6．取り組みについては、初めてのことであり、1回1回の取り組みを評価し、次回の改善をおこなうことも明記する。

7．情報提供の方法、取り組みの宣伝・普及、ファシリテーターの継続的確保の取り組み方などをシートに1項として発展する可能性を示唆した上で、現時点の考えをまとめる。

8．河川レンジャー像は何か？。河川レンジャーは、この河川整備計画の枠組みの中の活動であることを理解しているのか。河川整備計画による位置づけなど、お願いする人には、事前に枠組みの理解などの研修・教育が必要ではないか。教育・研修・フォローアップ制度・システムの確立。任命するものはこの研修教育を終了していることが前提。また、どんな能力を持った人が必要か。教育・研修プログラムの作成。最低河川整備計画の枠組みと河川レンジャーの役割を理解していただく研修修了生を任命する。能力や知識、経験があれば誰でもなれるものではなく少なくともこれらの河川整備計画を理解できる教育・研修受講の義務付けを検討する。人材発掘をする際に心がけてください。

9．発掘するだけでなく、新しい人材を養成する際に、河川レンジャーの目的や河川整備計画の理解とともにレンジャーとして身に付けておくべき・企画力、解説力、コーディネート力、リーダーとしての能力など、人材育成のカリキュラム・プログラムの作成を、人材育成のプロなども交えて検討してください。また、人材育成のシステムも必要であり、ブラッシュアップやフォローアップして、育てていく、6．3．3制の学校制度のような系統的・継続的システムがなければ人は簡単に育つものではありません。

10．活動の仕組みは？。活動の範囲、地域、内容は何か。レンジャー個人のプライベートな活動と河川レンジャーとしての正式な活動の区別は？。たとえば猪名川の河川レンジャーは、淀川で活動できるのか。個人の活動、河川レンジャーとしての活動の線引きしてください。何か事故が起こったときに責任の所存を明確にするためにも必要なことです。

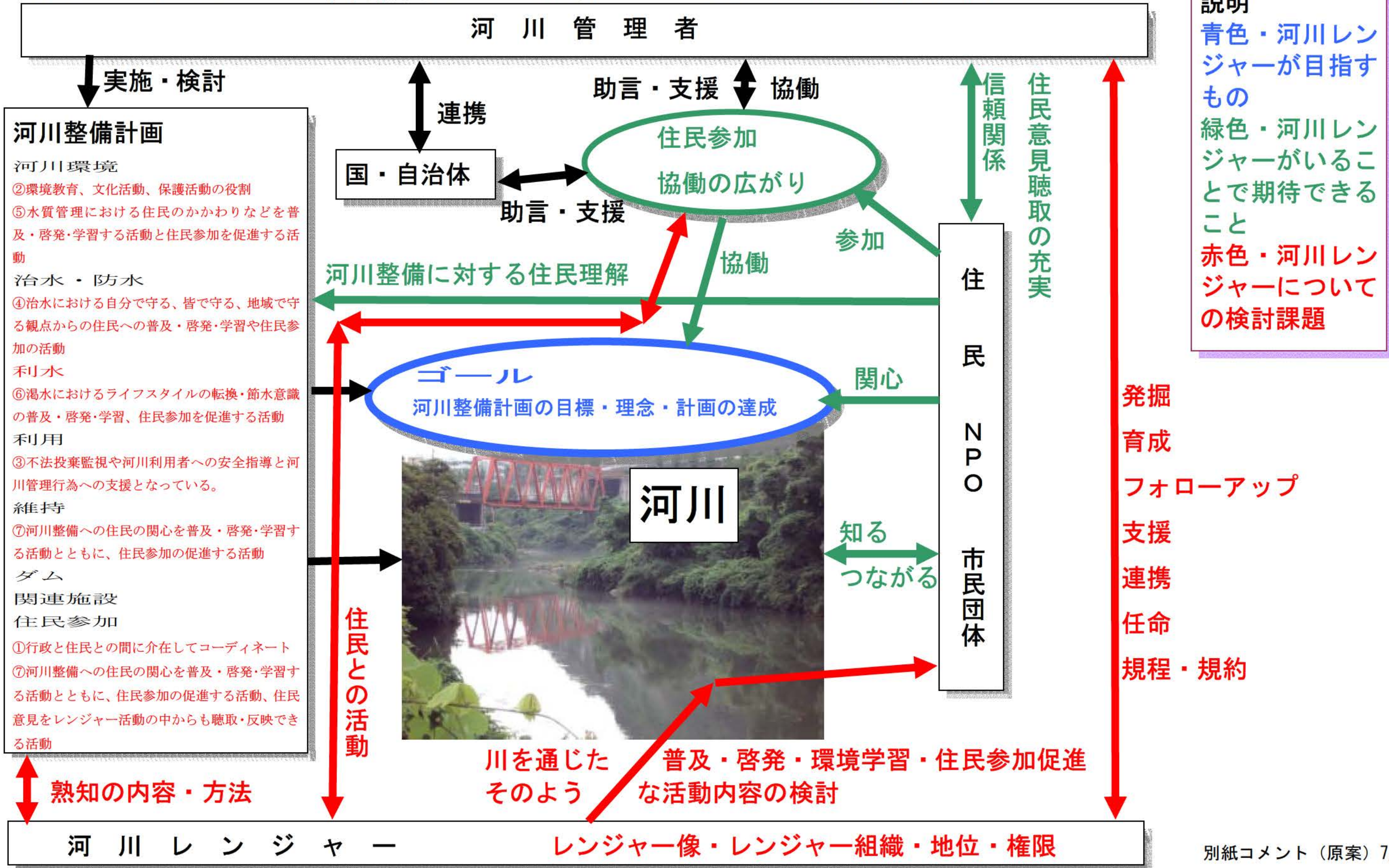
11．河川レンジャーと河川管理者のパートナーシップのあり方は？。河川整備計画の中での河川レンジャーの役割と責務、河川管理者の河川レンジャーへの支援や協働のあり方。物質的、金銭的、理論・知識的、運営的、活動の場の提供・・・の検討。

12．活動の評価の仕組みを検討してください。

13．活動継続、任命制度??の任期、継続、罷免、責任、公私の区別・・・などの規約・規程の作成が必要と思われます。これらは、事前に用意し、お願い・任命する際に提示するものである。河川レンジャーなどが集まって組織され、自らが考えなければならないことと、はじめから管理者側が提示し、施行責任のある側から説明すべきためにまとめておくことが必要である。

河川レンジャーについての検討課題についての意見

2003. 10. 11 猪名川部会委員 本多孝



説明

青色・河川レンジャーが目指すもの

緑色・河川レンジャーがいることで期待できること

赤色・河川レンジャーについての検討課題

別紙（第2稿に対する意見）

第2稿への別紙コメント（各委員コメントのうち、長文コメントは該当欄に「別紙参照」としてあります）

倉田委員

コメント 1(環境-旧22, 25)

〈基本的考え方〉ダムへの魚道の設置は、ダム直下からダムを超えてダムへの流入河川まで(ダムの流動しない平穏水面を超えて、水流を魚類が感じられる上流河川部分まで、つまりダム水面水際に水路を造る形であっても、迂回水路であっても、ダム水面部を通り越して)魚道を設ける必要がある。

魚類が遡上・降下するためには、河川水の流れを確かめうるのが必須条件であって、「水の流れ」が感じられない平穏水域に導かれると、魚類は遡上・降下の方向が判断できず、ダム内をさまようことになり、遡上・降下を果たせなくなる。魚類は水流を追う形で遡上・降下をするので、水流方向を体感(体験)出来るようにしてやる必要がある。

従来例では、ダム直下からダム内に誘導するのみの魚道が多く、魚類がダム内に入ればするが、それ以上の遡上を果たし難くする形のものも多く、魚道の役割を十分果たしたとは言えない場合が多い。降下の場合も、ダム内に滞留させるに止まり、ダム下流へ流下しえないままとなる不十分なものが多い。従来は、ダムの大型の場合は、ダムを越えて流入河川まで魚道を付設するにはコストが高くなり、魚道を通す場所的条件に恵まれない場合が多かった。

ダム直下の魚道入口に流水が魚類を誘導し易いスペースを十分とることと、魚道が自然河川横断面の小型化のように魚類のサイズ(遊泳力差)による遡上の便・不便差を生じぬ「魚道口」の形状および魚道形状への配慮が欠かせない。

瀬田川洗堰・天ヶ瀬ダムについては、長大な迂回水路となる魚道設置の物理的条件が確保しにくく、極めて難かしいと判断せざるをえない。

コメント 2(環境-旧41,42)

〈基本的考え方〉微細な「流砂」が魚類の遊泳・生息に欠かせぬのであるが、その生理・生態学的研究の立ち遅れから、そのことの重要性は観察・漁業体験による認識に止まり、説得性のある説明のないまま経過して来たため、従来の河川改修事業に際して「流砂」確保の重要性を前提とした対処は考慮されず、魚類の生息・繁殖の阻害条件の一つとなる場合が多かったと判断できる。

先づ、「流砂」と魚類遊泳・生息の生理・生態学的研究を急ぎ、「流砂」を保証する砂防施設および河川整備方式を検討することが欠かせない。瀬田川・天ヶ瀬ダムに限らず、ダムが河川流水中の微細な「流砂」をダム湖内に沈殿させて、流水中の「流砂」を欠除させるので、ダム内での微攪拌によって放流水に「流砂」を混入させる工夫を検討するか、またはダムからの放流水が「流砂」を混入させる工夫を検討せざるをえないであろう。

コメント 3(環境-旧55,56)

〈基本的認識の誤り是正を〉外来魚が在来魚の「生息・生育環境を脅かす」という場合には、摂餌競合や「棲み分け」による(産卵場所競合を含む)生息域圧迫などを言う場合もあるが、そのような生易しい影響や被害ではなく、ブルーギル・ブラックバス・コクチバスなどによる在来魚種の捕食による(食害による)生息数削減を急速に進めつつあることを明確に記述すべきである。

〈進行しつつある実態〉…全国的に河川・湖沼に外来魚繁殖が進み、水産庁でも対策に窮しているが、その繁殖は遊漁者等が密放流し、しかもリリース遊漁を愉しむためと見ている(水産庁資源管理部沿岸沖合課・外来魚問題懇談会「ブラックバス等外来魚問題に関する関係者の取り組みについて」平成15年6月)ようであるが、実情を京都府下各河川で実地に点検した限りでは以下のようなことであった。

放流用アユ種苗を依存している琵琶湖周辺のアユ種苗養殖業者が、各河川漁協の依頼に応じてトラック水槽からアユ種苗を河川に流し込む際に、アユ種苗と同サイズの外来種苗が混入して放流され(トラック水槽からホースで放流する際に外来魚排除チェックが出来ない)で成長し、アユに限らずフナ類その他の在来魚を捕食して外来魚が成長・繁殖していることを確認している。

河川漁協側ではその実情を知り乍ら、外来魚選別手段(方法)がとれぬまま、河川によっては、アユに限ってみても放流尾数の4~6割は外来魚の食害によってアユ遊漁対象尾数を減じ、遊漁事業の危機的現状を案じているところもある程である。近年では、鵜の食害3割、外来魚食害7割と言いつつ京都府内河川漁協もある。

コメント 4(利用-旧14)

5.5.4(2)(3)

(2)で言う「自然流況」維持は非常に重要で、河川形状が縦断的に阻害されない(ダム・堰などのないことが理想)河川で、横断的には河川両縁辺に水草が繁り、穏かな流速のない浅部を持ち、岩や礫の陰にも急流水を避けうる場所が散在し、淡部にはよどみを持つ曲流水河川の河川形状が最も「自然流況」を維持し易いのである。

河幅が均一で、流水速度が横断的に(河幅全面的に)均一な直方向流水の人工的直方向運河形状河川が、成長ステージの様々な魚類の混棲・生育をし難くする河川形状である。本来、自然な曲流水河川形状が流水の攪乱や流速の変化を生み易いのであって、流水流量調節を人為的にしても、偏った魚種生育・棲息しか果たせず、「自然流況」を創出することは不可能に近い。

従って、河幅をゆとりを持たせ、その中で流水路が曲流水化するだけの河幅のある河川形状を造ることが望ましい。

(3)で言う流入総負荷量管理は、治水・利水目的には必須要件であろうが、流入水量が魚類群泳に足る水量の確保さえあれば、生物多様性保全のための前提は満たされており左程問題ではない。しかし「水質管理」は都市部・企業群拠域の河川では特に有害物質の流入などによる生物多様性阻害の発生もありうるため、それを抑止するべく必要となろう。そのため、恒常的に自動水質点検システムを導入し、生物多様性保全を果たしうる手段が必要で、そのため、恒常的に自動水質点検システムを導入し、生物多様性保全を果たしうる手段が必要で、その運用・操作を監督し、有害物質発生源への抑止指導を果たす機関が常設されることがベターであろう。

コメント 5(環境-旧22,25)

〈瀬田川洗堰は他のダムと同様に(一律に)考えられぬのではないか・・・目的の相違か〉

瀬田川洗堰は、通常の治水・利水目的のダムと異なり、琵琶湖水位の安定的維持を主目的にし乍ら、付随的配慮として、満水による琵琶湖水の湖外への放水(流出)に際して、流下を目指さぬ琵琶湖産魚類が水流勢で湖外(下流)に流下されることを、流下水勢を調整して防ぐことを重視していたとも言われている。そこには、琵琶湖への遡上、琵琶湖からの流下の維持よりも、湖産魚類の自律再生を重視する考え方が働いていたのであろう。

安定して琵琶湖水量確保を図ること、および湖産魚保全の役割が瀬田洗堰にはあったと考えられる。今後、このような考え方を変更するならともかく、洗堰設置の最初の主旨を尊重するなら、他のダムと同様に魚類の遡上および流下の促進を検討することには問題を残しはしないのか。

〈天ヶ瀬ダムの魚類遡上・流下の障害軽減について〉

宇治川の狭窄部の出口に位置する天ヶ瀬ダムは、治水・利水・発電目的のもので、上流の瀬田川洗堰までの間に、田原川・笠取川・大石川・信楽川・加河川・大戸川があり、少なくとも(瀬田川洗堰で魚類遡上・流下に支障が認められたとしても)これらの諸河川への遡上や流下魚類の通過障害は軽減することが望ましい。

しかし、ダム湖は山間狭窄部を約10Kmに及ぶ長大湖となり、ダム湖平穩水面を越えて田原川河口近くまでダム湖淵辺に魚道水路を設けるか、あるいはダム直下からダム側壁となる山中にトンネル魚道水路を設けるのは技術的・経済的に過大な無理を要するであろう。この過大な技術的・経済的困難の克服の可能性の吟味が先決となろう。

コメント 6(ダム-旧17)

〈琵琶湖水位低下の長期化軽減対策の発想の幅広い検討を〉

琵琶湖水位低下の長期化の軽減対策として、野洲川集水域以南の栗太郡の狭小な集水域しかない(先述の)大戸川ダム構想と、姉川以北の伊香郡の狭小な集水域を対象とする丹生ダム構想しか示されていないが、ともに滋賀県内での集水域としては狭小な地域とみるべきで、琵琶湖水位に影響するほどの給水を果たすには、直感的に無理を感じる。

そこで考えられる他の方法としては、技術的・経済的な問題を度外視すれば、三つの可能な方法が考えられる。その第一の方法は、県内巨大河川の集水域拡張による給水量増大である。県内では、野洲川・愛知川・安曇川などは集水域も広く、流量も格段に多く、この3河川の集水域を拡張する(水路による周辺河川の流水吸合)方法を工夫することである。

第二の方法は、隣接県岐阜の両白山地か飛騨山地からの集水送水路工事によって琵琶湖への新たな給水源を確保する方法である。

第三の方法は、海水の淡水化装置の開発を前提とするのであるが、若狭湾の無尽蔵な海水を途中で淡水化装置を経由して県内北西の知内川または石田川に給水し、豊富な増水流として湖面に注入するか、もしくは若狭湾から送水管を琵琶湖北湖底内に敷設して直接湖水面上昇を図る方法である。巨大な水量を必要とする琵琶湖面の水位上昇を数十年先のことまで考えて目論見、下流の淀川水系への濁水対策まで考えるのであれば、この位の思い切った対策を検討してもよいのではないかと。

これらの3方法は、狭い県内地で、さらにダムを増やして水没地を作り、多様な土地利用を放棄させるよりも将来展望のある方法ではないだろうか。このうち岐阜県側からの送水路方式を選択すれば、姉川・高時川の瀬切れ解消工夫にも使用可能であろう。しかし、瀬切れ解消は、琵琶湖水位低下軽減という大きな目的に較べれば取るに足りない問題で、あまり考慮に値しない。

コメント 7(ダム-旧17)

〈丹生ダム構想選択の場合の弱点〉

姉川・高時川の瀬切れ、姉川・高時川の洪水被害の発生という降雨・集水上の不安定さは琵琶湖水位高位化・安定化のための給水を果たさせるには、今後数十年間の対応を十分果たさせるには不安である。また「瀬切れ」や「洪水被害」はともに関係(当該)河川毎の解消・予防策を立てることで、新しくダムを計画して対処するまでの必要性があるとは主張し切れず、ダム建設の余剰となることはありえても、「瀬切れ」や「洪水被害」の解消をダム構想立案の原因にあげるのは、こじつけがましい。

また、丹生ダム予定地周辺住民の不安の一つは、冬期にダム湖水の結氷があり、寒期の濁水期にダムの放水が円滑に行なえるかどうかを案ずる声もあることは注意に値する。

コメント 8(ダム-旧18,19)

〈丹生ダム計画の調査・検討1)について〉

琵琶湖水位低下抑制のための季節別補給水必要量を、今後数十年間に亘って予測明示することが先決で、その上で、大戸川ダムと丹生ダムで各補給水量配分を今後数十年に亘って季節別に合理的に図れるかどうかの点検がなされ、それを明示されねばならない。

「丹生ダムからの補給による効果」と、その補給が「自然環境に及ぼす影響」を精査するというが、何よりも先づ「丹生ダムからの補給による効果」検討と言っているのは琵琶湖水位低下抑制を図る目的での設置としながら、「水位低下緩和にどれだけ有効か」検討という「万一の期待」効果の確認と受けとれる。「水位低下軽減に有効でありさえすれば・・・」とした安易で、計画のズサンな対応であると疑いたくなる無責任な姿勢であるといわれても致し方なからう。

小林委員

コメント 1(環境-旧1,35)

1 家棟川ビオトープについて

(1)家棟川ビオトープの再生・復元

家棟川ビオトープのモニタリング結果から、少なくとも琵琶湖周辺の内湖の再生・復元のための基礎資料を得ることはできない。つまり、家棟川ビオトープ地区は3年前までは残土仮置場として利用されていた小面積の土地であったが、野田排水機場の水路の一部を残してさら地にしたうえで、水路や凹地、砂地、土盛部分などの微地形を造成して、そこに極めて小規模の湿性ビオトープと乾性ビオトープを目標ビオトープとして復元したものである。したがって、この地域や周辺に以前から存在していて、しかもこの土地の自然とあるべき景観に合致しているべき目標ビオトープとしての内湖の再生・復元をめざしてつくられてはいないからである。

新たに造成した湿性ビオトープは、約2年でその効果・結果が現れてくるが、乾性ビオトープの場合は効果・結果が現れてくるのに5～6年はかかるといわれており、そのことは家棟川ビオトープ試験地の生物モニタリング調査結果から明らかにされた。例えば、基盤整備を行った平成12年度から平成14年度にかけての3年間に、湿性ビオトープの水路部には貴重種のカネヒラ、モツゴ、メダカ、コイ、カワムツAなどの魚類やカイツブリ、カンムリカイツブリ、マガモ、コチドリ、イソシギなどの鳥類が記録されている。一方、乾性ビオトープ区域内では、植物は66科256種を記録したが貴重種の生育は確認されず、昆虫類についても105科242種を記録しているが貴重種は少ない。また、規模も小さく、広大な水田地帯のなかの孤島でもあるため、哺乳類は5科5種を記録したのみである。その意味では、目標ビオトープとして計画した湿性ビオトープと乾性ビオトープの試験地としての成果は十分に果たされており、今後、滋賀県と連携して琵琶湖周辺に湿地帯を再生・復元するための精度の高い基礎資料は得られるものと考えられる。

(2)家棟川ビオトープの受信ビオトープと発信ビオトープ

家棟川ビオトープの湿性ビオトープは極小規模で、造成後間もないにもかかわらず、魚類や鳥類などの生物相は多様性に富んでいる。これは、巨大で優れた発信ビオトープとしての琵琶湖が隣接して存在していることと、琵琶湖、浪留樋門、野田排水機場の水路のネットワークが形成されていることなど、受信ビオトープとしての優れた条件を備えていることが原因している。ただ、家棟川ビオトープの湿性ビオトープの区域全体が狭く、しかも小さな水路に限られているにもかかわらず多くの水鳥が生息をはじめていたが、造成直後の平成12年度の冬季にハンターによってカモ類が違法に殺

2 琵琶湖周辺の内湖の再生・復元について

(1)内湖の再生・復元の課題

琵琶湖周辺の内湖については、干拓後、長年にわたって多量の化学肥料や農薬を使用する集約的農業が続けられてきている。例えば、滋賀県のある町の993haの水田面積に対しては、平成13年度の販売ルートの確かなものについてだけでも化学肥料940t、土壌改良材271t、除草剤15.3t、殺菌・殺虫剤20.4tの、膨大な量の肥料と農薬が使用されている(この肥料や農薬の使用量は日本全国の平均的な値と考えられる)。しかし、水田におけるこの多量の人工化学物質の動態はほとんど明らかにされていないが、琵琶湖に流入する農業排水については窒素やリンを含めて多くの水質にかかわる調査研究がなされており、その結果、工場排水や家庭排水に比べて琵琶湖に対する負荷量は極めて少ないとされている。また、水田外に人が持ち出す人工化学物質としては、ほとんどがイネの植物体の玄米部分である。したがって、内湖を干拓した水田には、毎年、1ha当たり概ね、化学肥料が1t、土壌改良材が0.27t、除草剤が15kg、殺菌・殺虫剤が20kg使用されていることになり、毎年この使用量の多くが残留してきていると考えられるべきである。

もし、琵琶湖の総合保全の取り組みとして内湖の再生・復元を考えるならば、まず、この内湖埋立地の水田に残留していると考えられる多量の化学肥料や農薬の問題の究明と解決が最優先されるべきである。具体的には、化学肥料や農薬、その他有機物質などを包含した水田の耕作表土を大量に剥がねばならない。次に、目標ビオトープを明らかにするために、最低でも、周辺地域における河川と水質評価図、湖沼等停滞水位置図、河川・湖沼評価図、河川・湖沼の目標と措置、湿地・湿潤地位置図、湿地・湿潤地評価図、湿地・湿潤地目標と措置、乾燥立地位置図、乾燥立地評価図、乾燥立地目標と措置、垣根・街路樹・その他の樹木位置図・目標と措置、森林位置図・目標と措置、農業利用地、保護地域位置図、保護地域と提案、保全の困難な自然保護地などに関わる比較検討調査資料が必要である。仮に、目標ビオトープが首尾よくつくりだされたとしても、その目標を維持するために、管理マニュアルの作成とその正確な実施、財源確保など、困難な問題解決が必要とされる。いずれにしても、内湖の再生・復元の取り組みには、こうした基本的な内容や資料、ビオトープづくりの理念などが欠かせない。

(2) 内湖再生・復元の問題点 一早崎内湖を事例として

内湖再生・復元の事例として、早崎内湖について見てみると、その復元の必要性なり、根拠が全く認められない。つまり、水田地帯に内湖を復元する根拠があるとしたら、それは生態系としての構造と機能を有した現在ある内湖が、県民にとって必要不可欠な公共事業によってつぶされてしまうための代替措置として、内湖を復元するということであれば、その根拠と理由は明確である。しかし、長年月をかけて形成してきた豊かな水田ビオトープを、水田ビオトープより内湖の方が優れたビオトープであるからという理由によって、さまざまな問題がある内湖の復元に取り組みなければならない根拠は全く見当たらない。それに、単に水田に湛水することをもって内湖の復元(内湖の機能、構造を備えていないので内湖とはいえない)とするならば、わざわざ早崎内湖の跡地の水田でなくても、人口密集地に近い琵琶湖の周辺の水田であれば、早崎内湖の埋立地水田よりも水質浄化機能をはじめ、その他の多くの機能を発揮させることができる優れた湿地ビオトープづくりが可能である。

一方、早崎内湖埋立地の水田に湛水をした結果、多くの生き物が生息するようになったのは、あたかも内湖が復元されたかのように評価しているが、この考えは誤りである。つまり、琵琶湖周辺の同じような条件を備えた水田であれば、同様な生き物の生息や結果になることは自明の理である。このことは、琵琶湖を発信ビオトープとした、放棄水田に湛水しただけの受信ビオトープにおいて、実験することで明らかにされる。また、コハクチョウが観察できたということも評価しているが、これは早崎内湖埋立地の水田ではなくても、その時期になれば琵琶湖周辺の乾田においてもしばしば観察される事実と大差のないことである。また、コハクチョウやその他の水鳥類、水生生物などが生息するようになったのは、決して内湖が復元したからではなく、水田に湛水することによって乾性ビオトープを湿性ビオトープに変えられた結果、水環境を求めて湿性ビオトープに生息する生物が移動してきたものである。しかも多様性に富んだ、巨大で優れた発信ビオトープとしての琵琶湖が隣接して存在していることと、水路によって新たなネットワークが形成されたことなど、発信ビオトープと受信ビオトープの機能や構造、相互の関係などが総合的に理解されておれば、水田のような誤解をしたりはしないものと考ええる。

もし、現存の内湖の一部を道路の建設等でつぶさなければならないような場合が生じたとき、はじめて代替設置として道路によって改変される面積の3倍以上の面積の内湖の復元の必要性が出てくる。しかし、その場合でも、膨大な予算、代替地の提供、ビオトープづくりの生物学の専門官、管理マニュアル、管理主体など、さまざまな厳しい課題をクリアしなければならない。

したがって、内湖を琵琶湖の総合保全の対象とするならば、内湖を復元するといった取り組みよりも、現存する内湖の厳しい管理マニュアルの作成と、それに従った適切な維持管理、また、管理主体や費用など、早急に解決しなければならない問題があるはずである。今、問題の多い早崎内湖の復元の取り組みを進めるよりも、行政、県民、農業者の協働による「みずすまし構想」の確実な取り組みによって、県下の水田ビオトープの革新的な保全策を講じることこそが、琵琶湖の総合保全に必要なとされている。

コメント 2(環境-旧13,22)

1 野洲川河口部の堤防

野洲川河口部の堤防整備については、単断面緩傾斜と低水護岸緩傾斜の堤防表面がどのような材料と構造になるのか、また計画している地区全体を一つの改善案にしようとしているのか等によって整備の方向性が異なる。もし、堤防の改善部分の表面を全て土羽で整備するならば、堤防全体を単断面緩傾斜に改善することによって、低水敷に車両の乗り入れが防止され、水際にはヤナギやヨシ、ガマ、オギなどの水生植物が、また、将来は堤防斜面全体にわたってエノキ、ケヤキ、ネムノキ、コナラ、アラカシ、竹類などの河畔林を構成する樹木類の侵入と河畔林の成立が期待でき、自然護岸として堤防を一層強固なものにすることになる。

2 野洲川の落差工における魚道

魚道の生き物の側に立った整備の基本的考え方は、流速や流量について配慮するよりも常水の確保を最優先して考えるべきである。そのためには、魚道全体に常水が保障できるような構造や設置場所などの検討が必要である。野洲川の落差工の魚道整備の主眼点としては、まず常水が確保できるような配置と構造とすべきである。次に魚類をはじめとした水生生物の生息空間をつくるために、魚道の両壁は空石積みとし、川床は構造や材質を画一にすることなく、ところどころに泥や植物残渣がたまるような深みをつくったり、大小の礫石の部分や砂地の部分があるなど変化に富んだ構造とすべきである。

西野委員

コメント 1(環境-旧22)

環境22 野洲川河口(以下は琵琶湖研究所浜端専門研究員の意見を参考にしたものです)

● 河口形状について:

現在の河口は沖積平野を流れている河川そのままの川幅で、琵琶湖に流入する形となっている。しかし、かつての河口はそうではなく、湖に流入する付近では川幅が広がっていた。それは上流から流れ出た土砂が、流速の遅くなる河口で沈降し、河口を浅くするため自然の成り行きとして行き場を失った川水が左右に広がり、その結果として河口幅を広げることになった。こうした河口部分は氾濫原としての環境下にあり、現在は貴重種となってしまったタコノアシをはじめとする“原野の植物”と言われる種類群の生育場となっていた。

野洲川河口の現状は、河口の幅がかつてと比べ著しく狭まっており、またそのために通水断面を確保する必要から、河口部分の浚渫を頻繁に行わなければならないとなっている。浚渫により、かつては浅水域に堆積していた土砂が沖合に持ち出され、その結果、湖岸への砂の漂着・供給が減少し、砂浜の浸食が深刻化することになったと考えられる。

このような前提に立ち、長期的な河口のあり方を考える必要があるだろう。すなわち大河川の河口形状は、河口デルタの形成を含めて検討すべきである。そのため、将来的には用地を購入して河口幅を広げることも視野に入れるべきであろう。そしてその長期的な視点に立って、現状をより良いものとするために、①河口での浚渫を極力少なくする、②河口部分に堆積してくるデルタ上の植生回復を促進する、という努力をすべきであろう。生物の生息立地の維持と水害が出ないための河口部分での通水断面の両面からの検討、植生回復の追跡は必要となるだろう。また景観生態学的に見ると、河川は周辺の地域と独立して存在するのではなく、特に地下水供給などをおこなっている。河道両側に打ち込まれた矢板はその通水能力を無くしてしまう。湖辺に近い、流速の遅い部分での吸い出しがどの程度あるのかも検討する必要があると思われる。

●現在検討されている2河川(野洲川、家棟川)の河口部分について

以上の前提に立つと、現在検討されている小規模な湿地回復はそれほど重要とは思われず、水域と陸域との推移帯での変化(勾配、材質等)を極力少なくするという原則に従う程度でよいと思われる。ただ野洲川河口部分については、河口左岸側の琵琶湖辺には、冬期の北西風の影響を受け、現在かなりの土砂堆積が進んでおり、すでにデルタが形成され始めている。それらを積極的に受け入れ、滋賀県側の対応になると思うが、ヨシ帯(抽水植物帯)の発達を進めるべきであろう。少なくとも数年の内には20ha程度のヨシ帯の回復が期待できると思われる。河口の横断面については出来るだけ緩傾斜であることが望ましい。また矢板の撤去など、外形のみではなく水の移動などについての配慮も必要となる。

滋賀県では、ヨシ群落保全条例でおおむね30haのヨシ等植栽事業の実施をうたっている。生物多様性の観点からみた場合、複数カ所に分けて小規模なヨシ帯(抽水植物帯)を植栽するよりは、大面積のヨシ帯を復元させる方がより豊かな生物多様性を実現させる効果が高いと期待される。その意味でも、特に野洲川河口地域における大面積のヨシ帯復元に期待したい。

コメント 2(環境旧27)

環境27. 制限水位

1. 試験運用について

現行の水位操作で、4-5月に+20~+30cm前後の比較的高水位に維持されていることがコイ科魚類の産卵期後期における産卵量の減少をある程度下支えする補償機能を担っていると考えられる。試験運用で放流開始時期を早めた場合、4-5月に水位が低下することで、産卵期前期の産卵量がある程度減少することは避けがたい。問題はその減少を6月16日以降の試験運用による水位上昇(?)で果たして補うことが出来るのかどうかである。過去の平均水位から推測すると、水の上昇はBSL+20~+30cmを目指すべきということになるが、現実問題として、6月中旬以降の(降雨に伴う)水位上昇についてBSL何センチ前後をめざせばよいのか、またいったん水位を上昇させた後、数日間は上昇した水位を維持するのが望ましいが、最低何日上昇した水位を維持すればよいのか、水位の試験運用と連動させたきめ細かいモニタリングをおこない、その結果を参考にして検討する必要がある。

2. モニタリングについて

降雨量の多い年(2003年)と少ない年とでは、魚類の産卵生態に違いが見られる可能性が極めて高いことから、試験運用と連動させた在来魚の産卵生態のモニタリングについては、降雨量の多い年(2003年)と降雨量の少ない年の両方のデータをとる必要がある。

コメント 4(環境旧55、56)

環境55、56 外来種対策について

滋賀県では、このほど施行された「適正化条例」で外来魚のキャッチ・アンド・テイクアウトを奨励しているが、この条例だけで外来魚を減少させることは困難であると考えられ、適正化条例と連動した外来種対策が必要である。具体的にはオオクチバス、ブルーギル等の外来種が侵入しにくく、繁殖しにくい物理的環境構造の検討を早急に行うことが求められる。その手法として、現在考えられるヒントに、以下のようなものがある。

草津市にある琵琶湖淀川水質保全機構のBIYOセンターには、水質浄化実験の目的で人工的に自然水路や池が造られているが、そこにはオオクチバス、ブルーギルは殆ど侵入せず、建設後10年ほどで豊かな在来魚の生息場となっている。このことは、人工的に造られた環境であっても、うまく造って管理していけば、豊かな生物多様性を維持できる可能性があることを証明している。その理由として以下の点が考えられる。

(1) グリーチングの存在

BIYOセンターでは、琵琶湖と直接水系で繋がっているのではなく、隣接する葉山川から導水した水を園内に流した後、グリーチングとよばれる5cm角の金属製の柵をとおして琵琶湖に流出している。魚類等の水生生物は、琵琶湖水位の高い3-5月にグリーチングをとおして琵琶湖からBIYOセンターの水路に侵入していると考えられる。このグリーチングの存在が、琵琶湖の水位変動と連動して、在来種の侵入は可能だが、外来魚の侵入を阻害している可能性が高い。

(2) 水深の浅い池や自然水路の存在

BIYOセンター内には琵琶湖の形をした水深50cm前後の浅い池があるが、オオクチバス、ブルーギルの産卵には池が浅すぎて適していないことが考えられる。また自然水路は構造的に外来魚の産卵場所にならない上に、在来魚にとっては格好の隠れ場であり、産卵場にもなっている。

まだ仮説の段階であるが、上記の仮説が詳細な調査により検証され、さらに詳細な事実が明らかになれば、外来魚が侵入しにくく繁殖しにくい物理的環境とはどのようなものであるかをかなり具体的に描くことが出来るのではないかと私は思っている。

コメント 5(ダム 旧17)

ダムによる環境影響予測のための科学的調査検討の必要性について

これまで琵琶湖に流入する河川に設けられた既存ダムの大部分は、琵琶湖北湖の南部副湖盆(湖底平原の水深約70m)に流入する河川に建設されてきた。一方、丹生ダム(および北川ダム)は、北部副湖盆(湖底平原の水深約95m)に流入する河川に建設される初めての大規模ダムであり、これらのダムが琵琶湖の水質および生態系に与える影響は、既存ダムとは大きく異なる可能性が極めて高い。なぜなら最近の研究から、南部と北部の副湖盆における水質、底質、生物群集には違いがあり、北部副湖盆では湖底直上水の年最低溶存酸素濃度がより低く、リン酸、硝酸等の濃度がより高く、底生動物の生物多様性もより乏しいことが明らかになってきたからである。いいかえると、水質、底質、生物群集からみて、南部副湖盆に流入する既存ダムに比べ、丹生ダム(および北川ダム)が北部副湖盆に与える環境影響はより大きくなる可能性が高い。また北湖北部の沖帯の水質は北湖南部のそれに比べて良好な状態にあることから、ダムの影響は琵琶湖北湖全体の水質にも大きな影響を与える可能性がある。

上記のような環境条件の下で、丹生ダムが下流の琵琶湖に与える環境変動予測は、科学的実測値に基づく予測が不可欠である。整備シートでは、雪解け水が深底部湖底直上層への溶存酸素濃度に与える影響について、融雪出水量と底層溶存酸素量との関係だけで影響は少ないと判断しているが、河川水が湖に流入した後の動きについての検討を全くせずに判断するのは科学的とはいえない。またダム放流水質の予測は、シミュレーションだけでは不十分で、既存ダムにおける予測水質と現況水質との関係も参考にすべきである。

以上のことから、少なくとも以下の3点について、文献調査に基づき、科学的な実態調査を計画し、データ収集を行った上でダムの是非を検討し、予測可能な事態への対処法についても十分検討する必要があると思う。

1. 姉川からの流入水の湖内における流動特性の検証

水質(溶存酸素等)への影響を考慮すると、春のブルーム期、夏期、秋のブルーム期および冬期における姉川からの流入水が、湖内でどのように流動、拡散しているかについて現況調査を行った上で、シミュレーションを行う。

2. 既存ダムが琵琶湖の水質、底質、土砂移動および生物に与える影響についての検証

例えば、愛知川下流部と河川流入水の影響の少ない近傍の湖岸部とで、岸から湖底平原まで何本かのトランセクトを設けて水質、底質、土砂移動および生物について調査し、その結果を比較する等の手法が考えられる。また愛知川からの流入水が湖内でどのように拡散しているかの現況調査

3. 既存ダムにおける予測水質と現況の水質との関係についての検討

上記の調査結果は、客観性を担保するため、専門家等を含む第三者が検討、評価するようなしくみを考える。

水山委員

コメント1(ダム7,13,14,17,18,22)

「ダムが有効。」は、まだ概念的で十分説明されていません。しかし、どの部分もこれから調査、検討することになっているので、このまま調査検討をやっただき、その結果が出てきたところで議論するのが良いと考えます。

スケジュールで調査検討と平行してまたはその後に委員会と書いてあるものと書いてないものがあります。その差はわかりませんが、書いてなくても調査検討結果は公表されその結果について議論する機会が当然あると理解しています。

調査検討について意見を述べよというのも再三委員会で河川管理者から出てきますが、今言わなかったから今後必要と分かってもやらないと言う事ではないでしょうから、ここで言うことはないと考えています。